

# 投資関連コスト比較調査 (欧州・ロシア・CIS・北アフリカ)

2014年 10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

在欧州・ロシア・CIS・

イスタンブール・カイロ事務所

海外調査部 欧州ロシアCIS課・中東アフリカ課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容  
に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一  
切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

ジェトロは2014年10月、欧州・ロシア CIS・北アフリカ地域を対象とした投資関連コスト比較調査をまとめた。2013年調査結果と同じく、賃金上昇率は欧州債務危機の影響が色濃く残る西欧では軒並み低く抑えられた一方、ロシアや一部の東欧諸国では上昇率が高くなった。欧州債務危機の長期化による経済停滞は続いており、景気対策や産業立地としての競争力確保の観点から法人税率の引き下げを実施する国もあった。

## <西欧に色濃く残る債務危機の影響>

2013年の名目賃金上昇率は、西欧を中心に低く抑えられ、ユーロ圏諸国は総じて3%以下となった。欧州債務危機の影響は欧州経済に深く残っており、デフレや賃金上昇の抑制、経済成長の鈍化へとつながっている。一方、前年と同様に、ロシアや一部の南東欧諸国では高い伸びがみられた。モスクワは13.6%、サンクトペテルブルクは11.9%、ソフィアは10.5%、ベオグラードは5.7%だった。

西欧に比べてロシアや中・東欧地域の名目賃金上昇率は高いものの、西欧との賃金水準の格差は依然として大きく、おおむね西欧、ロシア、中・東欧、CIS、北アフリカの順に賃金水準が下がっていく。ここ数年のロシアの賃金上昇率が高いことから、中・東欧地域の都市と同程度あるいはそれ以上の賃金水準となっている。

ワーカー（一般工）の月額賃金を比較すると、上位の都市は前年調査とほぼ変わりなかった。最も高いのがジュネーブの5,068ユーロ、次いでデュッセルドルフ3,437ユーロ、ストックホルム2,911ユーロ、ウィーン2,641ユーロだった（図参照）。

一方、ワーカーの賃金が低いのは、チュニス139～366ユーロ、カイロ145～385ユーロなどで、EU加盟国ではソフィアの648ユーロが最低だった。

エンジニアの月額賃金（平均値）は、高い方からジュネーブ（6,934ユーロ）、パリ（4,065～6,516ユーロ）、ブリュッセル（4,979～5,013ユーロ）、デュッセルドルフ（4,844ユーロ）の順だった。ジュネーブは前年も同様にトップで、賃金水準の高さは際立っている。

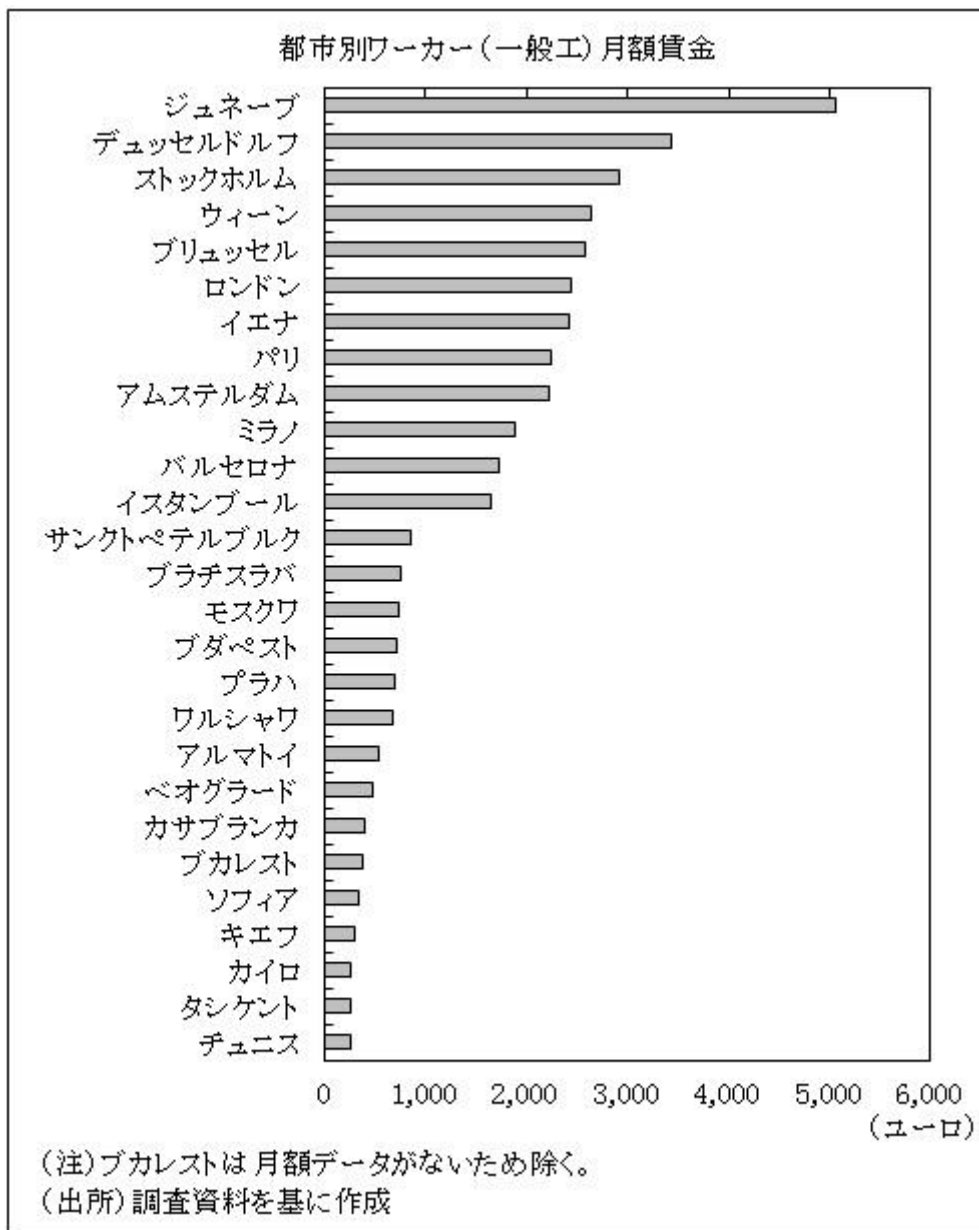
## <付加価値税率引き上げは落着、法人税を引き下げる国も>

ここ数年、欧州諸国では財政赤字削減のため、付加価値税（VAT）率の引き上げが相次いで実施されていたが、前回調査結果を公表した2013年10月以降で引き上げたのはイタリア（2013年10月から21%が22%へ）とフランス（2014年1月から19.6%が20%へ）のみで、この流れは落ち着きをみせている。

一方、景気対策と産業立地としての競争力確保の観点から、法人税率の引き下げを実施した国が幾つかみられた。英国は2014年4月から法人税を23%から21%へ引き下げた。また、ス

ロバキア（23%から22%）、ウクライナ（19%から18%）、ウズベキスタン（9%から8%）でそれぞれ1ポイントの引き下げが実施された。

本調査は、在欧州、ロシア・CIS、エジプト、トルコのジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから2014年6～7月時点の情報を収集した結果をまとめたもの。賃金、税制のほか、土地代、輸送費、公共料金などを調査し、2014年7月1日時点の銀行間レートでドルまたはユーロに換算した。データは一部都市を除いて[ジェトロ投資コスト比較調査ウェブサイト](#)に掲載している。



# 欧州地域・2014年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。  
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

賃金総括表	4
＜西欧＞	
1 ベルギー(ブリュッセル)	5
2 オランダ(アムステルダム)	7
3 フランス(パリ)	9
4 イタリア(ミラノ)	11
5 スペイン(バルセロナ)	13
6 英国(ロンドン)	15
7 ドイツ(デュッセルドルフ)	17
8 ドイツ(イエナ)	19
9 オーストリア(ウィーン)	21
10 スイス(ジュネーブ)	23
11 スウェーデン(ストックホルム)	25
＜中・東欧＞	
12 チェコ(プラハ)	27
13 ハンガリー(ブダペスト)	29
14 ポーランド(ワルシャワ)	31
15 スロバキア(ブラチスラバ)	33
＜南東欧＞	
16 ルーマニア(ブカレスト)	35
17 ブルガリア(ソフィア)	37
18 セルビア(ベオグラード)	39
＜ロシア、CIS諸国＞	
19 ロシア(モスクワ)	41
20 ロシア(サンクトペテルブルク)	43
21 ウクライナ(キエフ)	45
22 ウズベキスタン(タシケント)	47
23 カザフスタン(アルマトイ)	49
＜北アフリカ＞	
24 トルコ(イスタンブール)	51
25 エジプト(カイロ)	53
26 モロッコ(カサブランカ)	55
27 チュニジア(チュニス)	57

## 賃金(月額)総括表

【 西 欧 】

(単位:ユーロ)

国	ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	英国
調査都市	ブリュッセル	アムステルダム	パリ	ミラノ	バルセロナ	ロンドン
法定最低賃金	1,502	1,495	1,445.38	1,266.57	645	817
ワーカ	2,589	2,123~2,333	2,084~2,409	1,893	1,190~2,272	2,448
エンジニア	4,879~5,013	3,699~4,065	4,065~6,516	3,333~4,583	2,545~3,749	4,356
中間管理職	4,910~7,183	4,680~5,143	5,363	3,750~4,583	2,677~6,125	6,005
営業職	2,614	4,092~4,497	2,701~3,485	2,917~4,167	2,315~3,744	3,566
店舗スタッフ(アパレル)	2,440	1,625	1,585~2,008	n.a.	1,479	1,718
店舗スタッフ(飲食)	2,258	1,696	1,669~2,102	n.a.	1,073	1,392

国	ドイツ	東部ドイツ	オーストリア	スイス	スウェーデン
調査都市	デュッセルドルフ	イェナ	ウィーン	ジュネーブ	ストックホルム
法定最低賃金	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ワーカ	3,437	2,429	2,641	5,068	2,911
エンジニア	4,844	3,419	3,795	6,934	3,973
中間管理職	8,000	5,834	5,586	7,314	5,108
営業職	4,177	2,948	n.a.	7,316	4,158
店舗スタッフ(アパレル)	2,525	2,229	2,108	3,764	2,896
店舗スタッフ(飲食)	2,095	1,375	1,992	3,318	2,395

【 中・東欧 】

国	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロバキア
調査都市	プラハ	ブダペスト	ワルシャワ	ブラチスラバ
法定最低賃金	310	325	404	352
ワーカ	697	399 ~ 1,024	510~831	757
エンジニア	1,071	720 ~ 1,760	937~1,517	1,129
中間管理職	2,568	1,440 ~ 4,161	1,473~2,437	1,934
営業職	1,640	560 ~ 2,401	874~1,365	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	614	452	528~798	630
店舗スタッフ(飲食)	557	385	528~798	630

【 南東欧 】

国	ルーマニア	ブルガリア	セルビア
調査都市	ブカレスト	ソフィア	ベオグラード
法定最低賃金	205	174	159
ワーカ	305~440	331	372~564
エンジニア	798~1,287	569	589~1,922
中間管理職	1,430~2,076	859	1,127~2,562
営業職	n.a.	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	225	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	300	225	269

【 ロシア・CIS諸国 】

国	ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
調査都市	モスクワ	サンクトペテルブルク	キエフ	タシケント	アルマトイ
法定最低賃金	298	155~189	75	31	80
ワーカ	648~834	674~1,033	211~393	263	478~598
エンジニア	926~1,853	745~1,341	550~947	385	717~876
中間管理職	1,853~2,779	1,279~3,614	1,027~2,341	735	797~837
営業職	371~1,482	1,099~2,991	514~826	350	438~717
店舗スタッフ(アパレル)	333~1,112	506~992	160~388	175	279
店舗スタッフ(飲食)	463~834	n.a.	150~329	210	239

【 中東・北アフリカ 】

国	トルコ	エジプト	モロッコ	チュニジア
調査都市	イスタンブール	カイロ	カサブランカ	チュニス
法定最低賃金	368~389	123	219	139
ワーカ	1,653	145~385	219~585	139~366
エンジニア	3,146~6,566	225~2,624	585~1,347	518~987
中間管理職	2,736~5,472	460~2,163	770~2,522	993~
営業職	2,736~5,472	258~1,431	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	958~1,094	n.a.	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	958~1,778	n.a.	n.a.	n.a.

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,542	2,589 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 基本給のみ。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	6,674~6,858	4,879~5,013 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 最少額(4,879ユーロ)は電気工学以外の専門家、最大額(5,013ユーロ)は電気工学エンジニアの場合。 基本給のみ。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,717~9,826	4,910~7,183 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 最少額(4,910ユーロ)は小売・卸売業、最大額(7,183ユーロ)は情報通信技術部門の場合。 基本給のみ。	
	4.営業職(月額)	3,576	2,614 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 基本給のみ。 実演販売人、訪問販売人、電話/インターネットでの販売人の金額。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,338	2,440 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 基本給のみ。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,089	2,258 出所: ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点のものであり、その金額に2011~2014年の年間名目賃金上昇率(2.4%、3.7%、2.0%、0.9%)を乗じた増加分を加算。 基本給のみ。	
	6.法定最低賃金	2,055	1,502 出所: ベルギー連邦雇用省 改定日: 2012年12月1日 21歳以上の被雇用者に対して適用。 月額。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)			出所: 社会保障サイト(www.socialsecurity.be) 二重休暇手当は、主要バカンス期に支給。 年末手当(「13か月目」「クリスマス手当」とも言う)は、産業別の労働協約または個別の労働契約に従って、通常12月末までに支給。
	8.社会保険負担率			出所: ベルギー企業連盟(FEB)サイト(www.feb.be) (2014年第2四半期の数値) 雇用者負担率は従業員数によって異なる。 雇用者負担率: 33.08~34.79% 被雇用者負担率: 13.07% ■雇用者負担率の内訳: 年金保険: 8.86% 医療保険: 6.15% 失業保険: 1.46% その他: 16.61%(従業員数10人未満)~18.32%(従業員数20人以上) ■被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 7.50% 医療保険: 4.70% 失業保険: 0.87%
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)			出所: ベルギー国立銀行 2011年: 2.4% 2012年: 3.7% 2013年: 2.0%	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	379~1,119	277~818 出所: ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の売地(1,001~2,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.26~12	2.38~8.65 出所: ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の借地(1,001~2,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	14~25	10~18 出所: ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル中心地の事務所(500~1,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)。	
13.駐在員用住宅借料 (月額)	821~4,788	600~3,500 出所: イモウェブ(Immoweb) 地区名: ウォルフェ・サン・ピエール地区 住宅の種類: アパートメント 占有面積: 2ベッドルーム VAT非課税。管理費等の諸経費含まず。 毎年、物価上昇率を踏まえたインデクゼーションによる家賃値上げが一般的。 3年未満の契約解除には、入居年数に応じて家賃1~3か月分の違約金が発生する。		
通信費	14.国際通話料 (日本向け3分間)	2.48	1.81 出所: ベルガコム 通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合。 固定電話向け。 接続料含む。	
	15.インターネット接続料 (ブロードバンド)	144	105 出所: ベルガコム 「Office&Go-Proj」プラン(PC端末10台までの接続)の場合。 下り: 30Mbps、上り: 6Mbps。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:5.51~22 1kWh当たり料金:0.26	月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.19	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2014年7月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン。 ブリュッセル首都圏の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:5.51~22 1kWh当たり料金:0.26	月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.19	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2014年7月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン。 ブリュッセル首都圏の場合。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.87 1m3当たり料金:4.61~5.39	月額基本料:2.10 1m3当たり料金:3.37~3.94	出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は年額を月額換算。 VAT(6%)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:5.68~127 1m3当たり料金:0.74~1.03	月額基本料:4.15~93 1m3当たり料金:0.54~0.75	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2014年7月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン。 ブリュッセル首都圏の場合。月額基本料には配送料、検針料含む。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,841 (2)4,271 (3)3,457	(1)2,077 (2)3,122 (3)2,527	出所:在ベルギー運送会社 工場立地:ザベンテム 最寄り港:アントワープ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→アントワープ港→工場立地(ザベンテム)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.99		出所:ベルギー連邦財務省 基本税率は33%。課税所得が32万2,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される。 24.25%(0~2万5,000ユーロ) 31%(2万5,000ユーロ超~9万ユーロ) 34.5%(9万ユーロ超~32万2,500ユーロ) 33%(32万2,500ユーロ超) 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度などあり。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:ベルギー連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が8,590ユーロ以下:25% 8,590ユーロ超~1万2,220ユーロ:30% 1万2,220ユーロ超~2万370ユーロ:40% 2万370ユーロ超~3万7,330ユーロ:45% 3万7,330ユーロ超~:50% その他、各種控除制度などあり。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:ベルギー連邦財務省 国税 軽減税率: 食料、水道費、医薬品など:6% レストランサービス、マーガリン、特定固定燃料など:12%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5 その他:15		出所:日本との租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6か月以上保有していること ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除。
27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第12条)	



	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,904~3,192	2,123~2,333 出所: EPROM(人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均年収をに基づき計算(2ヵ月相当の固定賞与含む)。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,060~5,561	3,699~4,065 出所: EPROM(人材コンサルタント会社) エンジニアの平均年収に基づき計算(2ヵ月の固定賞与含む)。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,402~7,036	4,680~5,143 出所: EPROM(人材コンサルタント会社) 中間管理職の平均年収に基づき計算(2ヵ月の固定賞与含む)。	
	4.営業職(月額)	5,598~6,152	4,092~4,497 出所: EPROM(人材コンサルタント会社) 営業職の平均年収に基づき計算(2ヵ月の固定賞与含む)。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,223	1,625 出所: アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金。 基本給、賞与含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,320	1,696 出所: 飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金。 基本給、賞与含む。	
	6.法定最低賃金	2,045	1,495 出所: オランダ社会・雇用省 23歳以上の月額。 改定日: 2014年7月1日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約2ヵ月相当		出所: 最低賃金および最低休暇手当法(第15条) 年収の最低8%相当を休暇手当として支給することが義務付けられている。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 18.81% 被雇用者負担率: 31.15%  雇用者負担率の内訳: 労働障害保険: 5.98% 失業保険: 4.83% 医療保険: 7.50% その他: 0.50%  被雇用者負担率の内訳: 国民老齢年金保険: 17.90% 遺族年金保険: 0.60% 特別医療費保険: 12.65%		出所: オランダ国税庁
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 1.4% 2012年: 1.6% 2013年: 1.5%		出所: オランダ経済政策分析局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	293~606	214~443 出所: ヘメンテ・アムステルダム・オントウィケリンスペドライブ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内7ヵ所の工業団地。 不動産譲渡税(6%)含む。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	8.28~14	6.05~10 出所: DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地。 2.50ユーロ(月額)のサービス料含む。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	41~63	30~46 出所: DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区。 5.83ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料含む。 占有面積: 250m2	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,120	1,550 出所: 現地不動産会社から聴取 地区名: アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市の隣町)。 住宅の種類: コンドミニアム、3LDK 占有面積: 100m2 VAT対象外、光熱費、市税含まず。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.68	1.23 出所: KPN 通話料: 1.14ユーロ/3分+接続料: 0.09ユーロ/回	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	55	40 出所: XS4ALL ADSL2+接続(下り: 50Mbps、上り: 50Mbps)。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16. 業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 171 1kWh当たり料金: 0.21~0.25	月額基本料: 125 1kWh当たり料金: 0.15~0.18 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量100kVA~160kVA、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み。
	17. 一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 27 1kWh当たり料金: 0.31	月額基本料: 20 1kWh当たり料金: 0.23 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み。
水道料金	18. 業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.09~96 1m3当たり料金: 2.27	月額基本料: 3.72~70 1m3当たり料金: 1.66 出所: Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5~600m3/h)。 水道税(1m3当たり0.330ユーロ、300m3まで)含む。
ガス料金	19. 業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 293 1m3当たり料金: 0.64	月額基本料: 214 1m3当たり料金: 0.47 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は65Nm3/h供給能力契約。 1m3当たり料金はエネルギー税、再生可能エネルギー貯蔵税、地域別供給追加料金含む。 天然ガス。
輸送	20. コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,361 (2) 4,081 (3) 3,679	(1) 1,726 (2) 2,983 (3) 2,689 出所: 在オランダ運送会社 工場立地: アムステルダム 最寄り港: ロッテルダム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費501ユーロ、THC242ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費124ユーロ。 (2) 第3国輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費501ユーロ、THC254ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費175ユーロ。 (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(アムステルダム) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費501ユーロ、THC236ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費298ユーロ。 (1)~(3)すべてBAF、CAF含む。
為替	21. 為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)	
税制	22. 法人所得税 (表面税率%)	20, 25	出所: オランダ財務省 課税対象所得額が、20万ユーロ以下: 20.0%、20万1ユーロ以上: 25%の2段階。 受取利息含む。 キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税。
	23. 個人所得税 (最高税率%)	52	出所: オランダ財務省 2014年1月改正。 36.25%~52%まで。 課税所得が1万9,645ユーロ以下: 36.25% 19,646~33,363ユーロ: 42% 33,364~56,531ユーロ: 42% 56,532ユーロ以上: 52% 課税所得の第1区分と第2区分は、所得税と国民社会保険掛金の合計レートが適用される。第3区分と第4区分は所得税だけが対象となる。
	24. 付加価値税 (VAT) (標準税率%)	21	出所: オランダ財務省 名称: 付加価値税 (BTW) 標準税率: 21% 軽減税率: 食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品: 6% 医療、銀行、保険などの特定サービス: 0%
	25. 日本への利子送金課税 (最高税率%)	0	出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第11条) 条約上限度税率は10%とされている。次の場合に該当する利子は、利子が生じた締約国では免税とされ、他方の締約国でのみ課税される。 (i) 受益者が締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府が所有する機関である場合。 (ii) 利子が(i)によって保証された債権、(i)によって保険の引受けが行われた債権または(i)による間接融資に係る債権に関して支払われる場合。 (iii) 受益者が次のいずれかである場合。 (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社など (iv) 年金基金など ただし、オランダでは利子に対する源泉税課税はなされておらず、実際の税率は引き続き0%である。
	26. 日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10	出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第10条) 議決権付き株式を10%以上、6か月以上保有する親子会社間: 5% 議決権付き株式を50%以上、6か月以上保有する親子会社間、年金基金: 0%
	27. 日本へのロイヤルティ送金課税 (最高税率%)	0	出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第12条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,851~3,295	2,084~2,409 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en équivalent temps plein (ou brut annuel), par secteur et catégorie socioprofessionnelle simplifiée" 「製造業工場労働者」。 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,561~8,914	4,065~6,516 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en équivalent temps plein (ou brut annuel), par âge et PCS(profession et catégorie socioprofessionnelle)" 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。 最少額(4,065ユーロ)は環境に関わる技術者、最大額(6,515ユーロ)はエネルギーおよび水の生産・供給に関わる技術者の場合。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,337	5,363 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en équivalent temps plein (ou brut annuel), par secteur et catégorie socioprofessionnelle simplifiée" 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。	
	4.営業職(月額)	3,695~4,767	2,701~3,485 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en équivalent temps plein (ou brut annuel), par âge et PCS(profession et catégorie socioprofessionnelle)" 社会保障(雇用者負担)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,701ユーロ)は情報分野の営業職、最大額(3,485ユーロ)は企業・プロを対象とするサービス業(銀行・保険・情報処理除く)の営業職の場合。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,168~2,747	1,585~2,008 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,283~2,876	1,669~2,102 出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。	
	6.法定最低賃金	a) 13.04 b) 1,977.26	a) 9.53 b) 1,445.38 出所: フランス内閣 法律・行政情報局、レジフランス 改定日: 2014年1月1日 a) 日給 b) 月額 (社会保障雇用者負担含む)	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給(月額)1ヵ月相当		出所: 法令解説書 "Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2014"
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 43.09% 被雇用者負担率: 21.32% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 4.00% 医療保険: 13.10% 年金: 17.08% その他: 8.91% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.40% 医療保険: 0.75% 年金: 10.31% その他: 7.86%		出所: 法令解説書 "Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2014"
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 2.6% 2012年: 1.9% 2013年: 1.5%		出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "note de conjoncture"	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	131	96 出所: 企業向け不動産検索サイト(www.pole-implantation.org) 工業団地名: スユッド・トリアージュ(パリから東に車で約1時間) 諸経費含まず。 年額を月額換算。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.79	1.31 出所: ベルサイユ ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 工業団地名: サントアン・ロモヌ工業団地、(パリから北西に車で約1時間) 諸経費含まず。 年額を月額換算。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	①74 ②55	①54 ②40 出所: CBリチャード・エリス(法人向け大手不動産) ①新築・改築 ②中古 地区名: パリ中心、西地区。 諸経費含まず。 年額を月額換算。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,010~3,967	2,200~2,900 出所: 賃貸物件検索サイト(www.seloger.com) 地区名: パリ16区 住宅の種類: コンドミニアム 占有面積: 87~100m2 非課税、管理費含む。 諸経費(通常不動産手数料1~2ヵ月、保証金1~2ヵ月)含まず。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.45	1.06 出所: オレンジ(通信サービス大手) 0.10ユーロ(初回接続料金)+0.32ユーロ(1分当たり通話料)×3	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	93	68 出所: オレンジ(通信サービス大手) モデムレンタル料、フランス国内(本土)、国外100カ国以上へのインターネット電話通話料、20Mまで(ADSL)。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 68 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 50 1kWh当たり料金: 0.10 出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 9.64 1kWh当たり料金: 0.19	月額基本料: 7.05 1kWh当たり料金: 0.14 出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 2.61 1m3当たり料金: 4.42	月額基本料: 1.91 1m3当たり料金: 3.23 出所: パリ水道公社 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 815 1m3当たり料金: 0.64/0.92	月額基本料: 596 1m3当たり料金: 0.47/0.67 出所: GDFスエズ(フランスガス事業者) 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年間消費量に応じ基本料金が異なる。 夏/冬料金。年額を月額換算。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,534 (2) 2,634 (3) 2,934	(1) 1,853 (2) 1,926 (3) 2,145 出所: 日本通運フランス 工場立地: パリ近郊 最寄り港: ルアーブル港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊〜ルアーブル港): 610ユーロ 海上輸送費(1) 1,700ドル(2) 1,800ドル(3) 2,100ドル  (1) 対日輸出: 工場立地(パリ近郊)〜ルアーブル港〜横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(20%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。  (2) 第3国輸出: 工場立地(パリ近郊)〜ルアーブル港〜ニューヨーク港 THC、BAF、CAF等手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(20%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。  (3) 対日輸入: 横浜港〜ルアーブル港〜工場立地(パリ近郊) THCその他手数料含まず。 VAT(20%)含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.3	出所: 一般税法典(219条) 売上高が763万ユーロに満たない中小企業には3万8,120ユーロを上限に15%の優遇税率を適用。キャピタルゲイン含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	45	出所: 一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、41、45%の6段階
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20	出所: 一般税法典(278条〜281 nonies条) 軽減税率: 農産品(食用除く)、レストランなど一部のサービス: 10% 食品、身体障害者用機器など: 5.5% 一部の医薬品、血液製剤など: 2.1%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約(第10条)
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0	出所: 日本との租税条約(第12条)

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般職)(月額)	2,590	1,893 出所: イタリア国家統計局(ISTAT) 2013年暫定値。 基本給、賞を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,560~6,269	3,333~4,583 出所: Michael Page (Salary Survey 2014) 設計エンジニア(経験15年程度/年間売上高1億5,000万ユーロ未満)の最低額と最高額。 年間(グロス)を月額換算。 基本給、社会保障(雇用者負担)、賞を含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,130~6,269	3,750~4,583 出所: Michael Page (Salary Survey 2014) 製造管理者(経験10~20年程度/従業員数200名以下)の最低額と最高額。 年間(グロス)を月額換算。 基本給、社会保障(雇用者負担)、賞を含む。
	4.営業職(月額)	3,990~5,700	2,917~4,167 出所: Michael Page (Salary Survey 2014) 大口取引担当マネージャー(経験3~5年程度)の最低額と最高額。 年間(グロス)を月額換算額。 基本給、社会保障(雇用者負担)、賞を含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.
	6.法定最低賃金	1等級: 1,733 7等級: 2,946	1等級: 1,266.57 7等級: 2,153.54 出所: 全国労働協約 機械金属部門(大企業)の場合 全国労働協約において、1等級は職業的知を必要としない直接作業を行う労働者、7等級は一定の範囲において裁量権・決定権を持ち、長期にわたる職務遂行により身につけた経験により生産部門の調整を行える労働者と規定されている。 改定日: 2013年1月1日 2015年1月1日より、1等級は1,297.81ユーロ、7等級は2,219.17ユーロに引き上げられる。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1ヵ月相当	出所: 全国労働協約 13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給)。 企業によっては14ヵ月目給与を支給、業績などに応じて加算を行う場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 26.96~32.08% 被雇用者負担率: 9.19~9.49% ■雇用者負担率の内訳: 年金基金: 23.81% 健康保険: 2.22% 出産保険: 0.46% 失業保険: 1.61% 退職金基金: 0.2%もしくは0.4% 家族手当基金: 0.68% その他: 0~3.1%	出所: イタリア社会保障機構(INPS) 一般製造業の場合。 ただし、企業規模や職種によって異なる。 そのため、雇用者負担率と雇用者負担率の内訳の合計は一致しない。
9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年: 1.7% 2012年: 1.5% 2013年: 1.5%	出所: イタリア国家統計局(ISTAT)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	371	271 出所: 仲介事業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) ミラノ県内 税・諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	n.a.	n.a.
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	36	26 出所: 仲介事業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) ミラノ市内(歴史的な中心街立地登録物件) 200~500m2 税・諸経費含まず。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,189~3,662	1,600~2,677 出所: 現地不動産事業者 ミラノ市西部 コンドミニアム、100~180㎡ 共益費含む。 駐車場付き。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	固定電話向け: 3.54 携帯電話向け: 4.17	固定電話向け: 2.59 携帯電話向け: 3.05 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン、固定電話からの国際電話通話料金(割引適用のない料金)。
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額基本料: 67	月額基本料: 49 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン(光ファイバー100M)。 下り: 100Mbps、上り: 10Mbps。 新規契約後12ヵ月の月額、13ヵ月以降は61ユーロ(83ドル)。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 133 月額基本料 (契約kW当たり): 5.01 1kWh当たり料金: 0.11 1kWh当たり税: 0.0171	月額基本料: 97 月額基本料 (契約kW当たり): 3.66 1kWh当たり料金: 0.08 1kWh当たり税: 0.0125	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、中圧電力 月間消費電力4GWh以上8GWh未満の場合。 月額基本料は年額を月割。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.95 月額基本料 (契約kW当たり): 0.75 1kWh当たり料金: 0.27 1kWh当たり税: 0.0311	月額基本料: 2.16 月額基本料 (契約kW当たり): 0.55 1kWh当たり料金: 0.20 1kWh当たり税: 0.0227	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要。 月間消費電力151kW以上~220kW未満の場合。 月額基本料は年額を月割。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.78	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.30	出所: Amiacque (ロンバルディア州水道事業者) ミラノ県内地域別料金の平均、上下水道使用料込み。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 12 1m3当たり料金: 0.64 1m3当たり税: 0.254	月額基本料: 9.11 1m3当たり料金: 0.47 1m3当たり税: 0.186	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、年間100万m <sup>3</sup> 以上使用。 一部地域には物品税の軽減税率(0.150%)が適用される。 一部業種にはVAT軽減税率(10%)が適用される。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,815~2,152 (2)3,116~3,453 (3)3,116~3,752	(1)1,327~1,573 (2)2,278~2,524 (3)2,278~2,743	出所: 日系フォワーダー 工場立地: ミラノ 最寄り港: ジェノヴァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→ジェノヴァ港→工場立地(ミラノ)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	27.5		出所: 統一所得税法大統領令(1986年12月22日第917号) を2008年予算法にて修正。 ほかに地方税として、州事業税があるが、税率は州および業種により異なる。
	23.個人所得税 (最高税率%)	43		出所: 統一所得税法・大統領令(1986年12月22日第917号) 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	22		出所: 大統領令1972年10月26日第633号を法律2012年12月24日第228号にて2013年7月から22%に改定。その後、緊急措置令2013年6月28日第76号にて改定を10月に延期。 名称: IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 軽減税率: 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10、15		出所: 日本との租税条約(第10条) 受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有している場合: 10%、それ以外の場合: 15%
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条)

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,628~3,108	1,190~2,272 出所: 民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額は小企業で難易度の低い工程に従事する被雇用者、最大額は大企業で難易度の高い工程に従事する被雇用者の場合。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	3,482~5,129	2,545~3,749 出所: 民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額は年商6,000万ユーロ以下、最大額は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,662~8,379	2,677~6,125 出所: 民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額は大企業の経理部門(コスト管理)、最大額は大企業の監査部門の場合。
	4.営業職(月額)	3,167~5,122	2,315~3,744 出所: 民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額(2,350ユーロ)は年商6,000万ユーロ以下、最大額(3,700ユーロ)は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,023	1,479 出所: スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計。 小売業(自動車ディーラー除く)の全国平均。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,468	1,073 出所: スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計。 飲食業の全国平均。 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。
	6.法定最低賃金	882	645 出所: 勅令1046/2013(2013年12月27日付) 前年から据え置き。 月額(年額は給与12カ月相当+賞与2カ月相当が前提であるため、9,034ユーロ)。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与(月額)2カ月相当	一般的には、年俸額(給与12カ月+賞与2カ月相当)を14カ月等分に分け、7月と12月の2回に分けて支給。 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に基づき、12~16カ月等分する企業もある。ただし、営業などでは、売上高実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 29.90% 被雇用者負担率: 6.35%  雇用者負担率の内訳: 医療保険: 年金: 23.60% 失業保険: 5.50% 職業訓練: 0.60% 倒産保険: 0.20%	出所: スペイン雇用・社会保障省令2014年1月31日付(ESS/106/2014) 被雇用者の職種に応じた基本額(2014年は753~3,597ユーロの範囲内)に上記負担率を掛けて算出。 労災保険率は業種により異なる(0.90~7.15%)。2010年12月より日本との二国間社会保険協定が発効。発効後は、駐在期間が5年以内の場合、(関係会社間)派遣労働許可を取得し、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む。
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 1.2% 2012年: △0.6% 2013年: 0.2%	出所: スペイン国家統計局(INE) 労働賃金統計	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	897	656 出所: 商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2013年)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.05	2.96 出所: 商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2013年)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	14~25	10~18 出所: CBRリチャードエリスバルセロナ市内および周辺近郊
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,573~3,420	1,150~2,500 出所: 不動産仲介ポータルサイトIdealista.com 地区名: サリア地区マンション、80㎡以上、2~3部屋、駐車場付き。 家具付き物件あり。共益費は物件により異なる。契約時に賃料1~2カ月相当の敷金。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.37	2.46 出所: テレフォニカ 基本料金(0.311ユーロ)+日本向け1分当たりの通話料(0.7163ユーロ)×3
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	34	25 出所: テレフォニカ 月額定額。 最高通信速度10Mbps 回線開設料: 46ユーロ

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:36 1kWh当たり料金:0.007	月額基本料:26 1kWh当たり料金:0.005	出所: エンデサ(スペイン電気事業者) 2008年7月より自由化。 契約電圧36.0~72.5kV、消費電力1,000kWhの場合の平均的な料金。 料金は使用料によって異なる。 特別税(4.864%、内税)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:6.10 1kWh当たり料金:0.21	月額基本料:4.46 1kWh当たり料金:0.15	出所: スペイン産業・エネルギー・観光省 料金は使用量によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.19~	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.60~	出所: アイグアス・デ・バルセロナ(バルセロナ州水道事業者) 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる。 汚染率に応じて上下水道税が上乗せされるため、上限価格設定はない。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.9 1kWh当たり料金:0.05	月額基本料:3.6 1kWh当たり料金:0.04	出所: ガス・ナトゥラル(スペインガス事業者) 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,729 (2)2,758 (3)4,694	(1)1,264 (2)2,016 (3)3,431	出所: 運輸会社 工場立地: バルセロナ 最寄り港: バルセロナ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港  (1)対日輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→バルセロナ→工場立地(バルセロナ周辺近郊)  (1)国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル+BAF含む) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) 注: 2014年7月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港湾経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ。スエズ運河サーチャージ、海賊対策費は船会社によって異なる。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	30	出所: 法35/2006、勅令20/2011 全ての法人所得が課税対象。 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利息を含むが、スペイン所在の持株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる(日本本社へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される)。  中小・零細企業向け軽減税率あり: 25%、20% 25%(前年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小企業について、課税対象額30万ユーロまで適用。) 20%(2009年からの特別減税として、前年度の純売上高が500万ユーロ未満、従業員25人未満の零細企業で、新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合、課税対象額30万ユーロまで適用。)  但し、上記の中小企業向け軽減法人税は、グループ企業については連結の売上高が考慮されるため、外資系企業のスペイン子会社の場合は適用外となる場合が多い。	
	23.個人所得税 (最高税率%)	52	出所: 勅令20/2011 最低24.75%から最高52%までの7段階(24.75、30、40、47、49、51、52)の累進税率で源泉税徴収する。  配当金・利子・キャピタルゲイン所得の税率は、21、25、27%。各種控除あり。国外での所得も含むすべての所得が課税対象。  なお、自治州には部分的に税率を独自に設定できる権限があり、現在の確定申告時の最高税率は51.9%~56%と州により異なる。  外資系企業の駐在員は、当初6年間まで個人所得税を非居住者扱いとして申告することが可能。その際の税率は、非居住者向け一般税率24.75%。 その他、州により異なるがスペイン居住者の場合たとえばカタルーニャでは50万ユーロ以上の資産を持つ場合財産税が課税、マドリッドは現在免税。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21	出所: 法37/1992、法26/2009、勅令20/2011、勅令20/2012 軽減税率10%: アルコール・清涼飲料を除く食品、飼料、医薬品など。 超軽減税率4%: パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定の薬品などに適用。	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約(第11条)	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15	出所: 法43/1995、日本との租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受取配当金を再配当した場合(非課税扱い): 0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6か月以上の場合: 10% 上記を満たさない場合: 15%	
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10	出所: 日本との租税条約(第12条)	



	米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,349	2,448	1,954	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,959	4,356	3,477	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	8,214	6,005	4,793	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	4.営業職(月額)	4,877	3,566	2,846	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,350	1,718	1,371	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,904	1,392	1,111	出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俸を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当含む。
	6.法定最低賃金	①6.50 ②8.79 ③11 ④1,117 ⑤1,815 ⑥2,300	①4.75 ②6.43 ③8.14 ④817 ⑤1,327 ⑥1,681	①3.79 ②5.13 ③6.50 ④652 ⑤1,059 ⑥1,342	出所: 英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日: 2014年10月1日(予定) 時給: ①16~17歳、②18~20歳、③21歳以上 月給: ④16~17歳、⑤18~20歳、⑥21歳以上 上記年齢別時給を月給換算(法定週上限労働時間48時間(16~17歳は40時間)×4.3週)(4.3週=52週/12カ月)。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年俸の5.8%相当(平均)が支給されている。			出所: 英国国民統計局「2013 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年俸と平均賞与から算出。 賞与支給額について一般的な定義はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 13.8% 被雇用者負担率: 12.0%  雇用者負担率および被雇用者負担率の内訳: 失業保険、医療保険、年金などを一括した社会保障制度となっており、負担率の詳細内訳は非公表。			出所: 英国歳入関税庁 雇用者負担率について: 「第1種保険料 Secondary(Employers' secondary Class 1)」: 週153ポンド以上の賃金に対して13.8%負担。 「第1種A保険料(Class 1A)」: 雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険等)に対して13.8%負担。 被雇用者負担率について: 「第1種保険料 Primary(Employees' primary Class 1)」: 週153ポンド~805ポンドまでの賃金に対して12%負担、週805ポンドを超える部分の賃金に対してはさらに2%負担。 2013年4月より、雇用者は給与支払いの時に、源泉徴収の詳細を英国歳入関税庁に通知することが義務付けられる。
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 2.46% 2012年: 1.38% 2013年: 1.21%			出所: 英国国民統計局 「Seasonally Adjusted Average Weekly Earnings」	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	137~243	100~178	80~142	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名: ミルトンキーンズ 上記工業団地内の場所や使用目的に応じて左記のとおり購入価格に幅が出る。 諸経費含まず。VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.23~17	5.29~12	4.22~9.84	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名: ミルトンキーンズ 最低額: Kiln Farm、最高額: Kingston(共に上記工業団地内の場所) 年額を月額換算。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	142	104	83	出所: CBRE「Global Office MarketView」 地区名: ロンドン(シティ) 税、管理費含む。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	4,284	3,132	2,500	出所: JAC Strattons(ジェイエイシーストラットンズ) 地区名: ロンドン(アクトン) 住宅の種類: ハウスタイプ(3ベッドルーム) 占有面積: 120~150m2 税、諸経費(「契約書手数料」100ポンド+VAT=120ポンド、カウンシルタックス、敷金=家賃6週間相当など)は含まず。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	①1.82 ②1.17	①1.33 ②0.85	①1.06 ②0.68	出所: BT 月額7.02ポンドで600分まで通話無料のプランあり(600分以上は3.4ペンス/分+17.71ペンス(1回ごと接続料))。 ①昼間: (24.6ペンス/分×3(分)+14.76ペンス(接続料))×1.20(VAT) ②夜間・週末: (14.1ペンス/分×3(分)+14.76ペンス(接続料))×1.20(VAT)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	22	16	13	出所: BT 一般的にはADSLもしくはADSL2+。 下り: 最大17Mbps 電話申し込みをした場合のみ加入時に接続料30ポンド。 (最低価格プランを2年間契約した際の月額)×1.20(VAT)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金:0.14	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金:0.10	月額基本料:n.a 1kWh当たり料金:0.08	出所:英国エネルギー・気候変動省(DECC) 製造業600社における2014年第1四半期の平均。 気候変動税、VAT含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:14 1kWh当たり料金:0.24	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.18	月額基本料:8.46 1kWh当たり料金:0.14	出所:ブリティッシュガス(英国エネルギー事業者) ロンドン中心部における価格。 月額基本料0.26ポンド×31(日)×1.05(VAT) 1kWh当たり料金0.1349ポ ンド×1.05(VAT) ガスや電気ではVATの軽減税率(5%)が適用される。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:8.89 1m3当たり料金:3.55	月額基本料:6.50 1m3当たり料金:2.59	月額基本料:5.19 1m3当たり料金:2.07	出所:テムズウォーター(英国水道事業者)、OFWAT(英国水道事業規制 局) 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金。 1m3当たりの料金内訳は上水道が1.32ポンド、下水道が0.75ポンド。 上水道はVAT課税(20%)、下水道はVAT非課税。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a	n.a	n.a	非公表
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,820~2,021 (2)2,120~2,320 (3)2,519~2,720	(1)1,330~1,477 (2)1,550~1,696 (3)1,842~1,988	(1)1,062~1,179 (2)1,237~1,354 (3)1,470~1,587	出所:英国日本通運 工場立地:ミルトン・キーンズ 最寄り港:サザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→ニュー ヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→サザンプトン港→工場立地(ミルトン・キーンズ) 海上保険料・通関諸費用は含まず。 横浜港、またニューヨーク港に到着後の荷降ろし費等は別途発生する。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.5835ポンド、1ユーロ=0.7982ポンド (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		20、21		出所:英国歳入関税庁 施行日:2014年4月1日 年間利益額: 20%(0~30万ポンド) 21%(30万~150万ポンド:但し、課税対象利益額に応じて控除が受けら れる。) 21%(150万ポンド~:一律)
	23.個人所得税 (最高税率%)		45		出所:英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる。 利子所得:10%~45% 配当所得:10%~37.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他の所得):20%~45%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:英国歳入関税庁 施行日:2011年1月4日 軽減税率: 5%:家庭用燃料や電気料金、公認の省エネ商品、衛生用品など。 0%:食料品(但し、酒類、スナック菓子、温かい食べ物、スポーツ飲料、ア イスクリューム・ソフトドリンク・ミネラルウォーターなど含む。ケータリング除 く)、書籍、子供衣服、交通機関など。 VAT非課税:教育、金融、保険、医療など。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約(第11条) 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関など)が受ける 利子取得については源泉地国免税。 2006年に発行した日英租税条約を改正する議定書に署名(2013年12月 17日発表、施行日未定)。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第10条) 親会社間配当:免除(持株割合50%以上で一定の要件を満たすもの)、 5%(持株割合10%以上50%未満で一定の条件を満たすもの) 上記以外の一般配当:10%。 2006年に発行した日英租税条約を改正する議定書に署名(2013年12月 17日発表、施行日未定)。
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		0		出所:日本との租税条約(第12条) 使用料については、一律源泉地国免税。 2006年に発効した日英租税条約を改正する議定書に署名(2013年12月 17日発表、施行日未定)。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4.702	3.437	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	6.627	4.844	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	10.944	8.000	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	5.714	4.177	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3.454	2.525	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2.866	2.095	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む。
	6.法定最低賃金	-	-	出所: ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある(2014年5月までに団体協約で合意された西部ドイツの最低賃金は8.00~13.95ユーロ/時)。2015年1月から8.50ユーロ/時の全業種共通の最低賃金が導入される予定。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の20~110%相当		出所: ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 20.575% 被雇用者負担率: 20.175%  雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.025% 年金: 9.45% 労災保険: 1.3%  被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 8.2% 介護保険: 1.025% 年金: 9.45%		出所: deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。
9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年: 3.3% 2012年: 2.5% 2013年: 1.4%		出所: ドイツ連邦統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	205	150	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名: テューダーシュテッター通り工業団地 土地取得税は購入価格の5.0%、仲介手数料は購入価格の3.0~5.0%(交渉可、VAT含まず)、公証手続き1.0~1.5%。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	6.84~7.52	5.00~5.50	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名: ラート工業団地 敷金は賃料の2~3か月相当、仲介手数料は借料の3~4か月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	14~16	10~12	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 地区名: ラート工業団地 敷金は賃料の2~3か月相当、仲介手数料は賃料の3.5~4か月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,915~2,312	1,400~1,690	出所: 不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名: メアブッシュ、デーレンドルフ、オーバーカッセル、カイザースウェアットの平均的な価格 住宅の種類: アパート 占有面積: 90~109m2 敷金として借上料2~3か月相当、仲介手数料は契約期間によって異なる(最大2.38か月)。 電気・暖房費など雑費含む、家具、バルコニー付き。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	0.04	0.03	出所: VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 0.0105ユーロ/分×3分
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	加入料:109 月額利用料:62	加入料:80 月額利用料:45	出所: ドイツテレコム インターネット常時接続で最もシンプルな契約「ビジネスベーシックコンプリート」 下り: 6Mbps、上り: 0.576Mbps

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:21 1kWh当たり料金:0.36	月額基本料:15 1kWh当たり料金:0.26	出所:デュッセルドルフ現業公社
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:7.87 1kWh当たり料金:0.37	月額基本料:5.75 1kWh当たり料金:0.27	出所:デュッセルドルフ現業公社
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:9.15 1m3当たり料金:2.34	月額基本料:6.69 1m3当たり料金:1.71	出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料80.25ユーロを月額換算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:19 1m3当たり料金:0.80	月額基本料:14 1m3当たり料金:0.59	出所:デュッセルドルフ現業公社 1kWh当たり0.0589ユーロを1m3当りに換算(換算係数10.024)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,627 (2)2,926 (3)3,126	(1)1,920 (2)2,139 (3)2,285	出所:日系物流会社 工場立地:デュッセルドルフ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ロッテルダム港→工場立地(デュッセルドルフ) コンテナ取扱料金(THC)含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15		出所:ドイツ連邦財務省 国税
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収8,354ユーロ以下(配偶者なし)、1万6,708ユーロ以下(配偶者あり)は控除。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上(配偶者なし)、50万1,462ユーロ以上(配偶者あり)の部分に適用。別途、連帯付加税と教会税(所得税のそれぞれ5.5%、8~9%)が加算。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など:7%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条)
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条)

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,323	2,429	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,677	3,419	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,981	5,834	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	4.営業職(月額)	4,033	2,948	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,049	2,229	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,881	1,375	出所: ドイツ連邦統計局 2014年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。 基本給・賞与含む。
	6.法定最低賃金	-	-	出所: ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある(2014年5月までに団体協約で合意された東部ドイツの最低賃金は6.50~13.24ユーロ/時)。2015年1月から8.50ユーロ/時の全業種共通の最低賃金が導入される予定。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の25~110%相当		出所: ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 20.575% 被雇用者負担率: 20.175%  雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.025% 年金: 9.45% 労災保険: 1.3%  被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 8.2% 介護保険: 1.025% 年金: 9.45%		出所: deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。
9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年: 1.5% 2012年: 3.0% 2013年: 2.5%		出所: ドイツ連邦統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	55 ~ 109	40~80	出所: イェナ経済振興機構に聴取。 工業団地名: イェナ市およびイェナ市近郊のJenA4工業団地(イェナ・ロベダ)。 左記に示した以外にも土地税(土地購入価格の3.5%)、公証人費用(700ユーロ)、不動産登記費用(700ユーロ)が必要。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	4.10 ~ 13	3.00~9.50	出所: イェナ経済振興機構に聴取。 工業団地名: イェナ市およびイェナ市近郊のJenA4工業団地(イェナ・ロベダ) クリーンルームなど特別な使用の場合は左記費用よりも高くなるが、1㎡当たり16.60ユーロが上限。土地の用途によっては、左記費用に加えて、1㎡当たり1.50~2.00ユーロの税がかかる場合がある。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	6.84 ~ 13	5.00~9.70	出所: ドイツ地域不動産、経済情報システム(2014年7月30日) 地区名: イェナ市およびイェナ市近郊の複数の事務所。 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1㎡当たり2.44ユーロの税がかかる場合がある。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,490 ~ 1,871	1,089~1,368	出所: イェナ市 地区名: イェナ市及びイェナ市近郊の住宅地域。 住宅の種類: アパート(1~5部屋) 占有面積: 100㎡の場合 追加設備使用料: 2.50~4.00ユーロ/㎡ 管理料1.80~2.00ユーロ/㎡ 保証金(家賃1~2ヵ月相当)、仲介料(家賃1~2ヵ月相当)が必要な場合がある。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	0.04	0.03	出所: VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 0.0105ユーロ/分×3分
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	加入料:109 月額利用料:62	加入料:80 月額利用料:45	出所: ドイツテレコム インターネット常時接続で最もシンプルな契約「ビジネススペースコンプリート」。 下り: 6Mbps、上り: 0.576Mbps

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 12 1kWh当たり料金: 0.36	月額基本料: 8.93 1kWh当たり料金: 0.26 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量606kWh以上の場合。年額基本料107.10ユーロを月額換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 12 1kWh当たり料金: 0.37	月額基本料: 8.93 1kWh当たり料金: 0.27 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量1万kWh未満の場合。年額基本料107.10ユーロを月額換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 390 1m <sup>3</sup> 当たり料金: 4.69	月額基本料: 285 1m <sup>3</sup> 当たり料金: 3.43 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年額基本料、2,465.28ユーロ(上水)+960ユーロ(下水)を月額換算(定格流量40m <sup>3</sup> 以下、連続流量63m <sup>3</sup> 以下の契約の場合)、1m <sup>3</sup> 当たり料金は1.85ユーロ/m <sup>3</sup> (上水)+1.58ユーロ/m <sup>3</sup> (下水)。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	1m <sup>3</sup> 当たり料金: 0.94~0.96	1m <sup>3</sup> 当たり料金: 0.69~0.70 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量4万2,505~10万kWhまでの場合の料金、1kWh当たり0.06497~0.06581ユーロを1m <sup>3</sup> 当たりに換算(換算係数10.6517)。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,695 (2) 3,245 (3) 4,185	(1) 1,970 (2) 2,372 (3) 3,059 出所: シェンカー・ドイチュラント 工場立地: イエナ 最寄り港: ハンブルク港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク港→横浜港 BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む。 (2) 第3国輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク港→ニューヨーク港 BAF、CAF、AMS、ISPS、電子通関手数料等含む。 (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(イエナ) BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15	出所: ドイツ連邦財務省 国税
	23.個人所得税 (最高税率%)	45	出所: ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利息含む。年収8,354ユーロ以下(配偶者なし)、1万6,708ユーロ以下(配偶者有)は控除。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上(配偶者なし)、50万1,462ユーロ以上(配偶者あり)の部分に適用。別途、連帯付加税と教会税(所得税のそれぞれ5.5%、8~9%)が加算。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19	出所: ドイツ連邦財務省 軽減税率: 食品、書籍など 7%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条)
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10	出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条)

オーストリア(調査都市:ウィーン)

特に追記がない場合はVAT含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,613	2,641 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門労働者。2012年値に2013年の名目賃金上昇率(2.9%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,192	3,795 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門従業員。2012年値に2013年の名目賃金上昇率(2.9%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,642	5,586 出所: オーストリア連邦会計検査院「国民平均収入報告書2012」(2010/2011年対象) カテゴリー「上級管理職従業員」。数値は2011年の年収であり、月額換算後、2012年の名目賃金上昇率(4.0%)と2013年の名目賃金上昇率(2.9%)を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	4.営業職(月額)	n.a	n.a
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,884	2,108 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「G」商業部門労働者。2012年値に2012年の名目賃金上昇率(2.9%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,725	1,992 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「I」飲食店労働者。2012年値に2013年の名目賃金上昇率(2.9%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	6.法定最低賃金	—	法律で最低賃金は定められていない。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)2ヵ月相当	出所: オーストリア連邦労働院 法律では定められていないが、慣例として夏・冬の2回(合計2ヵ月相当)支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 21.83% 被雇用者負担率: 18.07% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00% 医療保険: 3.83% 年金: 12.55% 傷害保険: 1.40% その他: 1.05% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00% 医療保険: 3.82% 年金: 10.25% その他: 1.00%	出所: オーストリア社会保険組合連合会
	9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年: 3.9% 2012年: 4.0% 2013年: 2.9%	出所: オーストリア経済研究所(WIFO)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	617	452 出所: 不動産会社レマックス 所在地: ウィーン23区 占有面積: 8,084m2 購入手数料3%含む。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	2.63	1.92 出所: 不動産会社レマックス 所在地: ウィーン22区 占有面積: 9,000m2 管理費含む。手数料別(借料3ヵ月相当)。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	26	19 出所: 不動産会社レマックス 所在地: ウィーン3区 占有面積: 626m2 管理費含む。敷金別(賃料3ヵ月相当)。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,996	2,190 出所: 不動産会社レマックス 所在地: ウィーン1区(シュテファン大聖堂近く) 占有面積: 122m2 エレベーター、セントラルヒーティング付き。不動産会社手数料別(賃料2ヵ月相当)。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.67	1.22 出所: A1テレコム 平日8時~18時の料金、1分間0.4063ユーロ。
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料: 179 月額: 25	架設料: 131 月額: 18 出所: A1テレコム 下り: 最大 8Mbps、上り: 最大 768kbps 年間サービス料15ユーロが加算。

オーストリア(調査都市:ウィーン)

特に追記がない場合はVAT含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.95 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料: 2.16 1kWh当たり料金: 0.08	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 25.9780ユーロ/年を月額換算。 GIGA Klassik料金。 ウィーン市施設使用税6%、付加価値税20%含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 5.88 1kWh当たり料金: 0.25	月額基本料: 4.30 1kWh当たり料金: 0.18	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 51.64ユーロ/年を月額換算。 Strom Optima料金。 ウィーン市施設使用税6%含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 5.16	月額基本料: - 1m3当たり料金: 3.77	出所: ウィーン市水道局MA31 1m3当たりの料金の内訳上水1.80ユーロ+下水1.97ユーロ。 月額基本料はない。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 6.18 1m3当たり料金: 1.05	月額基本料: 4.52 1m3当たり料金: 0.77	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 54.19ユーロ/年を月額換算。 1m3当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使用量8,000kWh以下の場合(1kWh当たり0.073766ユーロ、1kWh=10.5m3で換算)。ウィーン市施設使用税6%含む。 メーター読み取り料及びメーター使用料(使用量により異なる)が別途必要。 天然ガス(Erdgas MEGAプラン料金)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,460 (2) 2,539 (3) 3,910	(1) 1,798 (2) 1,856 (3) 2,858	出所: 日系フォワーダー 工場立地: ウィーン 最寄り港: ハンブルクもしくはブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ウィーン)→ハンブルク港→横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,075ユーロ含む。 (2) 第3国輸出: 工場立地(ウィーン)→ブレーマーハーフェン港→ニューヨーク港 ブレーマーハーフェン港までの陸送費1,245ユーロ含む。 (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(ウィーン) ハンブルク港からの陸送費1,415ユーロ含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310 ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	25		出所: オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 企業登記後、最初の1年は一律273ユーロ/四半期、それ以降赤字の場合は有限会社で437.50ユーロ/四半期、株式会社で875ユーロ/四半期が課される。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50		出所: オーストリア財務省 累進課税で税区分は年収に応じ、以下の4段階。受取配当金含む。 (1) 年収1万1,000ユーロ以下: 0% (2) 年収2万5,000ユーロ以下: 1万1,000ユーロを超えた分×36.5%(税率は20.4%以下となる) (3) 年収6万ユーロ以下: 2万5,000ユーロ分に対する定額税5,110ユーロ+2万5,000ユーロを超えた分×43.21%(33.7%) (4) 年収6万ユーロ超: 6万ユーロ分に対する定額税2万235ユーロ+6万ユーロを超えた分×50%(50%)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: インベスト・イン・オーストリア 軽減税率: 対象: 食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械、家賃(居住目的の場合に限る)など: 10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	なし		出所: 日本との租税条約(第10条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 20 親子間: 10		出所: 日本との租税条約(第9条) 親子間の持株比率: 50%
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)



	米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考	
s	1.ワーカー(一般工職)(月額)	6,933	5,068	6,151	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、および2013年(0.8%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	9,486	6,934	8,416	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、および2013年(0.8%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	10,006	7,314	8,877	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、および2013年(0.8%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	4.営業職(月額)	10,008	7,316	8,879	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に商業部門の2011年(1.4%)と2012年(0.9%)、および2013年(0.6%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	5,149	3,764	4,568	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に商業部門の2011年(1.4%)と2012年(0.9%)、および2013年(0.6%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,539	3,318	4,027	出所: ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値にレストラン部門の2011年(0.0%)と2012年(2.4%)、および2013年(0.3%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	6.法定最低賃金		-		出所: スイス貿易振興会(SGEスイスグローバルエンタープライズ)「事業展開ハンドブック(2012年発行)」 法定最低賃金はないが、各産業が団体労働協約によって、産業別に賃金や休暇などの労働条件を取り決めている。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)		給与(月額)の1ヵ月相当		出所: スイス連邦経済省経済事務局(SECO) 賞与はスイスでは労働慣行的なところがある。産業や企業によっては給与の数ヵ月相当支給するところもある。 全く支給しない産業、企業もある。公務員は年棒制で賞与はない。
	8.社会保険負担率				出所: ジュネーブ州政府「国際比較(2013/2014)」 公的医療保険はなく、個人で民間保険に加入することが義務付けられている。
9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年:1.0% 2012年:0.8% 2013年:0.7%			出所: スイス連邦統計局(OFS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	2,818~3,381	2,060~2,472	2,500~3,000	出所: グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 別途、印紙税(購入額の1.5%~3.3%)、不動産税(不動産評価額の0.3%~3%/年)が課税される。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	24~26	17~19	21~23	出所: グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	28~47	21~35	25~42	出所: グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,381~6,763	2,472~4,944	3,000~6,000	出所: グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	0.85	0.62	0.75	出所: スイスコム 固定電話に平日3分間かける場合の料金。 1分当たり平日0.25フラン/分、祝祭日0.20フラン/分、外国の携帯電話にかける場合、1分あたり0.55フランの料金が増算される。
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	78	57	69	出所: スイスコム 月額69フラン。ビジネス・インターネット・インフィニティ。 上り:2Mbps、下り:20Mbps。 ルーターレンタル代、セキュリティサービス、固定電話への無制限アクセス料など含む。

スイス(調査都市:ジュネーブ)

特に追記がない場合はVAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.24	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.21	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) "Vitale Bleu"プラン。年間利用量が3万kWh以下の価格。3万kWhを超える場合、契約電圧、季節、昼夜などによって1kWh当たりの料金が変動する。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.24	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料: ー 1kWh当たり料金: 0.21	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 16 1m3当たり料金: 3.37	月額基本料: 12 1m3当たり料金: 2.46	月額基本料: 14 1m3当たり料金: 2.99	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。 1m3当たり料金: 上水1.29フラン+1.70フラン
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.77~10,380 1m3当たり料金: 0.89~1.07	月額基本料: 3.49~7,588 1m3当たり料金: 0.65~0.78	月額基本料: 4.23~9,209 1m3当たり料金: 0.79~0.95	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) "Vitale Bleu"プラン。月額基本料は年間契約料を月額換算。年間契約料は契約量に応じて10段階。 12万kWh未満: 51フラン/年。~64GW超: 11万505フラン/年。 別途、契約量1kW当たり21.44フランの設備使用料がかかる。 1m3当たり料金も契約量に応じ10段階。 1kWh当たり料金を1m3=10.65kWhで換算。 CO2税(1kWh当たり0.0108フラン)含む。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 4,728 (2) 5,691 (3) 6,001	(1) 3,456 (2) 4,160 (3) 4,387	(1) 4,195 (2) 5,049 (3) 5,324	出所: スイス日本通運 工場立地: ジュネーブ 最寄り港: ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港  (1) 対日輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→横浜港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費2,600フラン含む。 BAF, CAF含む。 (2) 第3国輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費2,700フラン含む。 BAF, CAF, THC含む。 (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(ジュネーブ) ロッテルダム港からジュネーブまでの陸上輸送費、バーゼルでの積み替え手数料など3,195フラン含む。 (1)~(3)ともにロッテルダム港でのハンドリング手数料等含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.8872フラン、1ユーロ=1.2137フラン (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	24~26			出所: スイス連邦税務局 連邦税: 8.5%含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	42.5			出所: ジュネーブ州政府「国際比較(2013/2014)」 単身世帯で年収が96万2,612フラン以上の場合の税率(連邦税含む)。 個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、各種経費が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最高税率11.5%)含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	8			出所: スイス連邦税務局 軽減税率: 食品、飲料、新聞、書籍、水道など: 2.5% 宿泊料: 3.8%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0、10			出所: 日本との租税条約(第11条) 政府・銀行・年金基金など: 0% その他: 10%
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0、5、10			出所: 日本との租税条約(第10条) 持株比率(6か月以上保有)50%以上: 0%、 10%以上: 5%、 その他: 10%
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0			出所: 日本との租税条約(第12条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,982	2,911	26,674	出所: スウェーデン中央統計局 2014年3月。時給(年平均)155.08クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,434	3,973	36,400	出所: スウェーデン中央統計局 基本給、残業代および諸手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,987	5,108	46,800	出所: スウェーデン中央統計局 基本給、残業代および諸手当含む。
	4.営業職(月額)	5,688	4,158	38,100	出所: スウェーデン中央統計局 基本給、残業代および諸手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,962	2,896	26,540	出所: スウェーデン中央統計局 2013年の時給(年平均)154.30クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,277	2,395	21,947	出所: スウェーデン中央統計局 2013年の時給(年平均)127.60クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ。
	6.法定最低賃金		—		出所: スウェーデン貿易・投資公団 法定最低賃金はない。 企業・業種により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)		—		出所: ヴィング法律事務所より聴取。 法定支給義務はないが、任意で支給する企業が多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 31.42% 被雇用者負担率: 7.00% (3万2,100クローナまでの収入に対して課税)  雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 10.21% 遺族年金保険: 1.17% 医療保険: 4.35% 労働災害保険: 0.30% 両親保険: 2.60% 労働市場(雇用)保険: 2.91% 一般賃金税: 9.88%  被雇用者負担率の内訳: 7.00% (年金自己負担分のみ)			出所: スウェーデン国税庁 2014年の適用率。 被雇用者が1949年～1986年生まれの場合、 1987年以降生まれの場合、年金以外の保険料が4分の1となり全体で15.49%。 1938年～1948年生まれの場合、年金のみで10.21%。 1937年以前に生まれた場合、0%。
9.名目賃金上昇率(2011年→2012年→2013年)	2011年: 2.4% 2012年: 3.0% 2013年: 2.5%			出所: スウェーデン財務省「政府2014年予算案」資料	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	224～448	164～327	1,500～3,000	出所: スtockホルム市開発局より聴取。 所在地: スtockホルム地域のビジネスパーク 土地購入の場合、不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	15～30	11～22	100～200	出所: スtockホルム市開発局より聴取。 所在地: スtockホルム地域のビジネスパーク 不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 上下水工事および道路建設費用は自治体負担。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	26～55	19～40	175～367	出所: ジョーンズ・ラング・ラサル(不動産事業者)、スウェーデン国税庁 2,100～4,400クローナ/年を月額換算。 所在地: スtockホルム市内および近郊 占有面積: n.a. 不動産税(不動産評価額の1%)が加算される。基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,732	2,728	25,000	出所: ボスタードスシエンスト(不動産仲介インターネットサイト <a href="http://www.bostadstjanst.com/">http://www.bostadstjanst.com/</a> )、スウェーデン国税庁 地区名: バーサースタン(ノルマルム) 住宅の種類: アパート 占有面積: 105m2 家具、食洗機、洗濯機、乾燥機、シャワールーム、エレベーター、暖房、上下水道、ケーブルテレビ、ブロードバンド付き。ごみ収集費含む。VAT非課税。 デポジットとして3ヵ月相当の家賃を契約時に支払うケースがある。スウェーデンでは公営住宅以外では、賃貸専用物件がほとんどないため、駐在員用住宅は分譲住宅を又借りする形態となる。しかし、管理規約で又貸しを禁止している物件もあり、法的規制もあることから、賃貸住宅の市場供給数は極めて少ない。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.22	0.89	8.19	出所: テリア 2.50クローナ/分×3分+接続料金0.69クローナ/回
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	49	36	329	出所: テリア 光ファイバー 上り: 8-10Mbps、下り: 8-10Mbps 接続料329クローナ/月(無線ルーターレンタル費込)。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 32~140 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料: 23~103 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料: 211~941 1kWh当たり料金: 1.09	出所: フォータム(スウェーデン電気事業者) 月額基本料=月額基本料45クローナ+電力配送事業者への年間契約料1,995~1万750クローナ,16A~63A/年。 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.8475クローナ+緑の認証電気料(0.015クローナ)+トランスファーチャージ(使用量に応じた電力配送事業者への料金)0.227クローナ。エネルギー税含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:12 1kWh当たり料金: 0.19	月額基本料:8.95 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料:82 1kWh当たり料金: 1.28	出所: フォータム(スウェーデン電気事業者) 月額基本料=月額基本料35クローナ+電力配送事業者への年間契約料560クローナ/年。 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.8706クローナ(緑の認証電気料0.015クローナ含む)+トランスファーチャージ(使用量に応じた電力配送事業者への料金)0.406クローナ。エネルギー税含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 56~11,048 1m3当たり料金: 0.85	月額基本料: 41~8,076 1m3当たり料金: 0.62	月額基本料: 372~74,001 1m3当たり料金: 5.72	出所: スtockホルム市水道局 月額基本料=(年間水道使用量600~30万m3当たりの基本料1,532~88万5,080クローナ+年間契約料2,932クローナ)/年。 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.80クローナ徴収。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:162 1m3当たり料金: 0.65~0.69	月額基本料:118 1m3当たり料金: 0.48~0.50	月額基本料:1,083 1m3当たり料金: 4.38~4.61	出所: スtockホルム・ガス(ストックホルム市・ガス事業者) 月額基本料=使用量に応じた年間基本料1万3,000クローナ/年。 1m3当たり料金にはエネルギー税および二酸化炭素税(1m3当たり1.61~1.70クローナ)含む。VAT(25%)含まず。 新都市ガス(2011年より天然ガスと空気を混ぜた環境に優しいガスを導入)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,735 (2)2,325 (3)3,510	(1)1,268 (2)1,699 (3)2,566	(1)11,619 (2)15,571 (3)23,509	出所: DBシエンカー 工場立地(都市名): スtockホルム 最寄り港: スtockホルム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ストックホルム)→ストックホルム港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ストックホルム)→ストックホルム港→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入: 横浜港→ストックホルム港→工場立地(ストックホルム) (1)~(3)ともBAF,CAF含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=6.9883クローナ、1ユーロ=9.1629クローナ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:22 地方税:- その他公租公課:-			出所: スウェーデン国税庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30%。 改定日: 2013年1月1日
	23.個人所得税 (最高税率%)	国税:25 地方税:29.33(教会税なし)~33.57(教会税含む)			出所: スウェーデン国税庁 地方税はストックホルム県の税率。これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算。 a)国税の税率は所得が42万800クローナ以下はゼロ、 b)42万800クローナ超60万2,600クローナ以下の場合は42万800クローナを超えた分に対し20%、 c)60万2,600クローナ超の場合は60万2,600クローナを超えた分に対し25%(2014年)。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所: スウェーデン国税庁 標準税率: 25% 軽減税率: 食品・飲料、ホテル・レストランなど:12% 新聞(日刊紙)、書籍、文化・スポーツイベント、交通・旅行、公共交通機関運賃: 6% 処方箋薬、医療機関向け医薬品代と中央銀行への金供給、公共サービス、金融・資産管理・保険業、会報や社内報、非営利組織の定期刊行物、ギャンブル(宝くじ含む)、不動産取引(一部例外あり)、芸術家報酬とその作品販売など:非課税。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第11条) 日本とスウェーデンは2013年12月5日に租税条約改定議定書に署名済みであり、発効すれば0%。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15 親子間:5			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第10条) 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6か月以上保有。親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6か月以上保有。 日本とスウェーデンは2013年12月5日に租税条約改定議定書に署名済みであり、発効すれば一般10%、親子間0%(親子間要件:議決権付き株式を10%以上、6か月以上保有)。
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第12条) 日本とスウェーデンは2013年12月5日に租税条約改定議定書に署名済みであり、発効すれば0%。	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	954	697	19,135	出所: チェコ日本商工会「2014年現地従業員給与アンケート」 製造業29社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,465	1,071	29,399	出所: チェコ日本商工会「2014年現地従業員給与アンケート」 製造業28社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,513	2,568	70,481	出所: チェコ日本商工会「2014年現地従業員給与アンケート」 製造業35社の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	2,244	1,640	45,023	出所: チェコ日本商工会「2014年現地従業員給与アンケート」 製造業18社の「販売営業系実務担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	840	614	16,860	出所: チェコ統計局 「アパレル業含む接客員」の2013年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	762	557	15,292	出所: チェコ統計局 「飲食を含む販売員」の2013年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。
	6.法定最低賃金	424	310	8,500	出所: 「最低賃金に関する政令改正法」(第210/2013号) 改定日: 2013年8月1日 2015年1月1日より月額9,200コルナに引き上げられる。 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1.38ヵ月相当			出所: チェコ日本商工会「2014年現地従業員給与アンケート」 全業種(47社)の2013年実績の平均値。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 34.0% 被雇用者負担率: 11.0%  雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.2% 医療保険: 9.0% 年金: 21.5% その他: 2.3%(疾病保険)  被雇用者負担率の内訳: 医療保険: 4.5% 年金保険: 6.5%			出所: チェコインベスト 原典: 法律No. 585/2006 病欠保険法及び関連法改正法、 No. 2/2009 所得税法及び関連法改正法、 No. 592/1992 一般健康保険法、 No. 48/1997 公共健康保険法
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 2.5% 2012年: 2.5% 2013年: 0.0%			出所: チェコ統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	a) 108~166 b) 27 c) 24 d) 44 e) 26	a) 79~121 b) 20 c) 18 d) 32 e) 19	a) 2,168~3,321 b) 545 c) 484 d) 880 e) 526	出所: a) プルゼニュー市庁、b) 現地土地開発事業者、c) ウースター州トライアングル工業団地管理局、d) ジェフロビツェ工業団地民間経営会社、e) モスト市庁 工業団地名: a) プルゼニュー市内開発途中の工業団地(10ヵ所)、b) ホレシヨフ工業団地(南モラビア)、c) トライアングル工業団地(ウースター州・ジャテツ市近郊)、d) ジェフロビツェ工業団地(ウースター地方)、e) ヨゼフ工業団地(モスト市) a) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	a) 5.29~5.80 b) 5.80~6.29 c) 5.80~6.29 d) 6.29 e) 2.24	a) 3.87~4.24 b) 4.24~4.60 c) 4.24~4.60 d) 4.60 e) 1.64	a) 106~116 b) 116~126 c) 116~126 d) 126 e) 45	出所: a) ~d) プルゼニュー市庁、e) 現地土地開発事業者 工業団地名: a) CTパーク、b) シュコダ工業団地、c) クシミツェ工業団地、d) VGPパーク・プルチナー<a)~d) いずれもプルゼニュー市内>、e) ホレシヨフ工業団地(南モラビア) a) ~d) は維持費、光熱費含む、e) は維持費・光熱費を含まず。 a) ~d) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 27~29 (b) 21~25 (c) 18~21	(a) 20~21 (b) 15~18 (c) 13~15	(a) 549~576 (b) 412~494 (c) 357~412	出所: コリアーズ・インターナショナル (a) プラハ1区、(b) プラハ1区以外の中心部、(c) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,744~3,240	1,275~2,368	35,000~65,000	出所: 現地不動産会社検索サイト(www.happyhouserentals.cz) プラハ6区(日本人学校近く) 戸建て(家具付き)、駐車場付き。 210~340m2 維持費・光熱費含まず。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.30	0.95	26	出所: テレフォニカO2 1分当たりの通話料金(契約プログラムにより異なる)×3
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	18~30	13~22	353~606	出所: テレフォニカO2 ADSL 下り: 2~40 Mbps 月額。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 3.34~452 1kWh当たり料金: 0.11~0.28	月額基本料: 2.44~330 1kWh当たり料金: 0.08~0.20	月額基本料: 67~9,069 1kWh当たり料金: 2.13~5.61	出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 3.64~49 1kWh当たり料金: 0.10~0.30	月額基本料: 2.66~36 1kWh当たり料金: 0.07~0.22	月額基本料: 73~987 1kWh当たり料金: 1.91~6.04	出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 3.79	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.77	月額基本料:- 1m3当たり料金: 76	出所: プラハ水道局 VATは軽減税率(15%)適用。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.98~24 1m3当たり料金: 0.65~1.15	月額基本料: 4.37~17 1m3当たり料金: 0.47~0.84	月額基本料: 120~473 1m3当たり料金: 13~23	出所: プラハ・ガス 年間消費量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合、年額制で1m3当たり14.5コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~34コルナの環境税が別途加算。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,300 (2) 3,160 (3) 2,800	(1) 1,681 (2) 2,310 (3) 2,047	(1) 46,146 (2) 63,400 (3) 56,177	出所: 在チェコ日系ロジスティクス企業 工場立地: プラハ 最寄り港: ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク港→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(プラハ) ターミナル料など港湾費用、輸出入諸掛含まず。 VAT含まず。 米ドル建てをコルナ建て、ユーロ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=20.0633コルナ、1ユーロ=27.4455コルナ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		19	出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 受取配当金税率は15%。	
	23.個人所得税 (最高税率%)		15	出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金の34%)を加算したもの。 年額平均賃金の4倍を超える所得部分に対して、更に7%の連帯賦課税が課される。 証券売却による収入は、3年間超保有していた場合は非課税。 債券利益・利息、受取利子、受取配当金は、源泉課税(15%)。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		21	出所: 付加価値税法改正法(法律第500/2012号) 標準税率: 21% 軽減税率(食品、書籍、医薬品、水道料金など): 15%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所: 日本との租税条約(第11条)	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般: 15 親子間: 10	出所: 日本との租税条約(第10条) 親子間要件: 6ヵ月以上、議決権付株式25%以上。	
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10	出所: 日本との租税条約(第12条) 文化・芸術品の使用料は免除。		

## ハンガリー(調査都市:ブダペスト)

特に追記がない場合はVAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	546 ~ 1,401	399 ~ 1,024	124,750 ~ 320,000	出所: 在ハンガリー日本商工会調べ(日系製造業16社からの聴取調査)。基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	985 ~ 2,408	720 ~ 1,760	225,000 ~ 550,000	出所: 在ハンガリー日本商工会調べ(日系製造業16社からの聴取調査)。基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,970 ~ 5,692	1,440 ~ 4,161	450,000 ~ 1,300,000	出所: 在ハンガリー日本商工会調べ(日系企業19社からの聴取調査)。基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代含む。
	4.営業職(月額)	766 ~ 3,284	560 ~ 2,401	175,000 ~ 750,000	出所: 在ハンガリー日本商工会調べ(日系企業11社からの聴取調査)。基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	618	452	141,077	出所: ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金(基本給、社会保障(雇用者負担)含む)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	526	385	120,185	出所: ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金(基本給、社会保障(雇用者負担)含む)。
	6.法定最低賃金	444	325	101,500	出所: 政令483/2013 改定日: 2014年1月1日 高校卒業資格者以上は月額 11万8,000フォリント。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の0~約3カ月相当			出所: 在ハンガリー日本商工会調べ(日系企業20社からの聴取調査)。社用車や食事券が支給されるケースもある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 27% 被雇用者負担率: 18.5% ■雇用者負担率の内訳: 社会貢献税: 27% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.0% 年金: 10.0%			出所: 地場会計事務所 「社会貢献税」は社会保険料と同義。従来分かれていた医療、雇用、年金各保険料が一本化された。雇用者には、職業訓練基金拠出金1.5%も課される。
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 5.9% 2012年: 6.8% 2013年: 3.5%			出所: ハンガリー統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	47	34	10,622	出所: ハンガリー投資貿易庁(HIPA) 工業団地名: タタバーニャ工業団地(ブダペスト西方) ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.78	2.03	635	出所: ハンガリー投資貿易庁(HIPA) 工業団地名: ソルノク工業団地(ブダペスト南方)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	27 ~ 38	20 ~ 28	6,249 ~ 8,748	出所: 現地不動産事業者 地区名: バンクセンター(ブダペスト) 管理費別1,769フォリント/m2/月。 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,420	2,500	781,063	出所: 現地不動産事業者 地区名: ブダペスト2区 住宅の種類: アパート 占有面積: 116m2 駐車場 共益費、水道光熱費別。 VAT非課税。 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.21	1.62	505	出所: ティーホーム(www.t-home.hu) 168.64フォリント/分 通話料は契約形態により異なる。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	24	18	5,590	出所: ティーホーム(www.t-home.hu) 「ネットマニア」プラン 下り: 最大30Mbps、2年間契約。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォロント	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 0.71 1kWh当たり料金: 0.21	月額基本料: 0.52 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料: 163 1kWh当たり料金: 48	出所: エルム電力 電力自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用の料金は非公開。 左記は唯一公開されている小規模事業者(小売店舗等)の場合。 地域、時間帯、契約により金額は大きく異なる。 月額基本料と月額接続料は定額。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 0.71 1kWh当たり料金: (a) 0.17 (b) 0.18	月額基本料: 0.52 1kWh当たり料金: (a) 0.12 (b) 0.13	月額基本料: 163 1kWh当たり料金: (a) 38 (b) 40	出所: エルム電力 (a) 使用量110kWh以下/月 (b) 使用量110kWh超/月
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a) 6.90 (b) 25 (c) 41 1m3当たり料金: 1.11	月額基本料: (a) 5.04 (b) 18 (c) 30 1m3当たり料金: 0.81	月額基本料: (a) 1,575 (b) 5,753 (c) 9,385 1m3当たり料金: 253	出所: 首都水道局 (a) 使用量7.5m <sup>3</sup> 以下/日 (b) 使用量7.5超~15m <sup>3</sup> 以下/日 (c) 使用量15m <sup>3</sup> 超/日
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	出所: ブダベストガス ガス自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用料金は非公開。 参考: 一般用ガス料金、月額基本料金1,303フォロント、1m <sup>3</sup> 当たり料金134フォロント。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,890 (2) 2,030 (3) 2,600	(1) 2,113 (2) 1,484 (3) 1,901	(1) 660,044 (2) 463,630 (3) 593,811	出所: ユーラシアロジスティクス 工場立地: ブダベスト 最寄り港: ハンブルク港 第3国仕向け港: 香港港 (1) 対日輸出: 工場立地(ブダベスト)→ハンブルク港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ブダベスト)→ハンブルク港→香港港 (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(ブダベスト) 港湾手数料含まず。 米ドル建てをユーロ建て、フォロント建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=228.389フォロント、1ユーロ=312.425フォロント (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	10、19		出所: ハンガリー投資貿易庁 国税: 課税標準額5億フォロントまで10%、5億フォロントを超えた分は19%。 地方税は以下の通り。 地方事業税: 最大2%(地方自治体の決定による。) 建物税: 1m <sup>2</sup> 当たり最大1,821.22フォロント/年もしくは建物市場価格の最大3.6%。 土地保有税: 1m <sup>2</sup> 当たり最大331.1フォロント/年もしくは土地市場価格の最大3%。 建物税及び土地保有税率改定日: 2013年1月1日	
	23.個人所得税 (最高税率%)	16		出所: ハンガリー国家税・関税庁 個人所得税法(123/2010、1995/CXVII号) 改定日: 2013年1月1日	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	27		出所: ハンガリー投資貿易庁 付加価値税法(2007/CXXVII号)改正 軽減税率: 牛乳、パン、ホテル宿泊費など: 18% 医薬品、教科書、豚肉など: 5% 軽減税率対象改定日: 2014年1月1日	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第10条)	
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条) 工業的使用料: 10% 文化的使用料: 0%(免除)	



	米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	697~1,137	510~831	2,122~3,461	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Fitter」、「Production Operator」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,281~2,075	937~1,517	3,899~6,316	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Process Engineering Specialist/製造技術」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,015~3,334	1,473~2,437	6,133~10,148	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Production Manager」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	4.営業職(月額)	1,196~1,867	874~1,365	3,639~5,683	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Sales Representative」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	723~1,091	528~798	2,200~3,321	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(アパレル以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	723~1,091	528~798	2,200~3,321	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(飲食以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額。 (2014年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。
	6.法定最低賃金	552	404	1,680	出所: 「最低賃金に関する政令」(2013年9月13日発表) 改定日: 2014年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)1ヵ月相当(年1回支給)			給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 19.48~22.67% 被雇用者負担率: 13.71%+健康保険料 ■雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 6.50%※1 傷害保険: 0.67~3.86%(業種によって異なる)※2 失業保険(a): 0.10% 失業保険(b): 2.45% ■被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 1.50% 疾病保険: 2.45% 健康保険: 9.00%※3			出所: ポーランド社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 ※1 改定日: 2012年2月1日 ※2 改定日: 2012年4月1日 ※3 (個人所得税額×7.75%)+(グロス給与-社会保険料)×1.25%
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 5.6% 2012年: 3.7% 2013年: 3.4%			出所: ポーランド中央統計局(GUS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)22 (b)65	(a)16 (b)47	(a)68 (b)197	出所: マゾビア発展庁(ARMSA) 工業団地名: (a)ラドム(ワルシャワから南に100km) (b)プウォニエ(ワルシャワから西に16km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)3.94 (b)6.57	(a)2.88 (b)4.80	(a)12 (b)20	出所: Jartom工業用不動産会社 工業団地名: (a)ウツジ(ワルシャワから南西に130km) (b)ブルシュクフ(ワルシャワから南西に20km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	36	26	108	出所: コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市内 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。 ユーロ建てを米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,643~2,629	1,201~1,922	5,000~8,000	出所: 現地不動産事業者 モコトフ(ワルシャワ市内)のアパート(駐車場付き)、90~110m2。 共益費、光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉時に決定。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.54	0.40	1.65	出所: オレンジ(フランス通信サービス大手子会社) 法人プラン。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	85	62	258	出所: Netia Szybki Internet dla Firm(企業向け高速インターネット)/8Mプラン(12ヵ月契約) 下り: 8Mbps、上り: 1Mbps 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:8.17 1kWh当たり料金:0.16	月額基本料:34 1kWh当たり料金:0.67	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(プランC11)。 契約によって料金体系が異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.27 1kWh当たり料金:0.17	月額基本料:2.39 1kWh当たり料金:0.13	月額基本料:9.94 1kWh当たり料金:0.53	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(プランG11)。 年間500kWhまで、12ヵ月契約。 契約によって料金体系が異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.65 1m3当たり料金:1.49	月額基本料:1.94 1m3当たり料金:1.09	月額基本料:8.07 1m3当たり料金:4.54	出所: ワルシャワ市水道公社(MPWik) VATは軽減税率(8%)。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:49 1m3当たり料金:0.62 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間あたり)×0.03	月額基本料:36 1m3当たり料金:0.45 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間あたり)×0.02	月額基本料:149 1m3当たり料金:1.89 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間あたり)×0.08	出所: ポーランド石油・ガス会社(PGNiG)、ポーランドガス会社(PSG) 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5) 天然ガス 契約によって料金体系が異なる。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,324 (2)3,324 (3)4,390	(1)1,699 (2)2,430 (3)3,209	(1)7,074 (2)10,117 (3)13,361	出所: 郵船ロジスティクスポーランド 工場立地: ワルシャワ 最寄り港: グダンスク港、グディニヤ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港  (1)対日輸出:工場立地(ワルシャワ)→グダンスク港→ 横浜港 海上運賃:1,700ドル 内陸輸送:1,900ズロチ  (2)第3国輸出:工場立地(ワルシャワ)→グディニヤ港→ ニューヨーク港 海上運賃:2,700ドル 内陸輸送:1,900ズロチ  (3)対日輸入:横浜港→グダンスク港→工場立地(ワル シャワ) 海上運賃:3,700ドル 内陸輸送:2,100ズロチ  海上運賃には港湾での諸費用を含まない。ポーランド側 での一般的な諸経費は、THC1コンテナ当たり90ユーロ、 B/L発行手数料40ユーロ、ISPSチャージ1コンテナ当たり 15ユーロなど。 (2014年8月時点。)  海上運賃は、ドル建てをユーロ建て、ズロチ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=3.0434ズロチ、1ユーロ=4.1633ズロチ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		19		出所: 法人所得税法(19条)
	23.個人所得税 (最高税率%)		32		出所: 個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18% (556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,228ズロチ超の場合:基本税額1万4,839.02ズ ロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23		出所: 物品・サービス税法 標準税率:23%(146a条) (2017年1月1日から22%となる予定) 軽減税率: 一部の食品、医薬品など:8%(146a条) (2017年1月1日から7%となる予定) 一部の食品、書籍など:5%(41条)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所: 日本との租税条約(第10条)
	27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税 率%)		10		出所: 日本との租税条約(第12条) 工業的使用料:10%、文化的使用料:免税。

## スロバキア(調査都市: プラチスラバ)

特に追記がない場合はVAT含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,036	757 出所: スロバキア統計局 カテゴリー8 機械運転員など(2013年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,544	1,129 出所: スロバキア統計局 カテゴリー2 準専門家など(2013年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,646	1,934 出所: スロバキア統計局 カテゴリー1,3 シニアマネージャーなど(2013年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。	
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	862	630 出所: スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員など(2013年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	862	630 出所: スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員など(2013年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。	
	6.法定最低賃金	482	352 改定日: 2014年1月1日 月額。 月額その他、時給(最低水準)を2.02ユーロとする規程あり。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-		法的支払い義務はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 35.2% 被雇用者負担率: 13.4% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.0% 医療保険: 10.0% 年金: 14.0% その他: 10.2%		出所: スロバキア社会保険庁
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 2.2% 2012年: 2.4% 2013年: 2.4%		出所: スロバキア統計局	
地価・ 事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	150~219	110~160 出所: 現地不動産会社 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド(スロバキア法人) プラチスラバ近郊 VAT含まず。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.13~7.98	3.75~5.83 出所: スロバキア投資貿易開発庁(SARIO) プラチスラバ近郊 VAT含まず。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	5.13~19	3.75~14 出所: スロバキア・スペクテイターズ・インベストガイド2013/2014 地区名: プラチスラバ VAT含まず。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	900~1,323	658~967 出所: スロバキア・スペクテイターズ・インベストガイド2013/2014 地区名: プラチスラバ市内 住宅の種類: 3部屋のアパート。 VAT含まず。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.64	0.47 出所: スロバク・テレコム 1分0.1554ユーロ。	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 137 月額: 34	架設料: 100 月額: 25 出所: スロバク・テレコム Magio internet XL 料金、架設料に加えて技術者によるセットアップ費用 30ユーロがかかる(利用者自身がセットアップする場合は不要)。 下り: 100Mbps、上り: 10Mbps	

スロバキア(調査都市:ブラチスラバ)

特に追記がない場合はVAT含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	1kWh当たり料金: 0.05~0.08	1kWh当たり料金: 0.04~0.06	出所: ザパドスロヴェンスカ・エネルギーティカ(電力会社) 年間使用量250MWh~2GWhの場合の月額換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.07 1kWh当たり料金:0.10	月額基本料:0.78 1kWh当たり料金:0.07	出所: ザパドスロヴェンスカ・エネルギーティカ(電力会社) 一般家庭用料金「DMP1」プラン。 VAT含まず。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:3.05	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.23	出所: ブラチスラバ水道会社(BVS) 上水(1.1231ユーロ)+下水処理(1.1059ユーロ)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:44 1m3当たり料金:0.90	月額基本料:32 1m3当たり料金:0.66	出所: スロバキア・ガス(SPP) M4(年間使用料6,500m <sup>3</sup> 以上の場合)、VAT含まず。 1m <sup>3</sup> 当たりの料金は下記の通り算出。 0.0527ユーロ(1kWh当たりの料金)×1.20(VAT)×10.5(1m <sup>3</sup> = 10.5kWh)=0.664ユーロ 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,692 (2)2,772 (3)4,279	(1)1,968 (2)2,026 (3)3,128	出所: 現地物流会社より聴取。 工場立地(都市名): ブラチスラバ 最寄り港: ハンブルグ港、ブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→ハンブルグ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→ブレーマーハーフェン港→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入: 横浜港→ハンブルグ港→工場立地(ブラチスラバ)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.7310ユーロ (2014年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	22		出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2014年1月1日
	23.個人所得税 (最高税率%)	25		出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2013年1月1日
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 法令490/2010 軽減税率: 医薬品、医療機器、書籍など 10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15 親子間:10		出所: 日本との租税条約(第10条) 親子間要件: 持株比率25%以上を配当支払日より6か月以上前から保有。
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条) 文化的ロイヤルティー: 免税

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	417~602	305~440	1,338~1,930	出所: 在ルーマニア日系企業(2013年7月調査:一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 下記データに基づき算出。 最少額 1,269×1.054(ユーロスタット2013年名目賃金上昇率使用) 最大額 1,831×1.054(ユーロスタット2013年名目賃金上昇率使用)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,091~1,760	798~1,287	3,501~5,646	出所: 在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,956~2,840	1,430~2,076	6,273~9,110	出所: 在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	410	300	1,316	出所: ルーマニア国家統計局(INS) レストラン・ホテル業の平均グロス賃金。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。
	6.法定最低賃金	281	205	900	出所: 政府ウェブサイト 政令2013年871号 改定日: 2014年7月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1.0~1.5ヵ月相当			「13ヵ月目の給与」という呼称で支給、業績に応じて支給されるなど企業によって異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 22.75~33.45% 被雇用者負担率: 16.5% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 0.5% 医療保険: 5.2% 年金: 15.8%、20.8%、25.8%(職種によって異なる) 傷害保険: 0.15~0.85% 所得補償保険: 0.25% 療養補償保険: 0.85% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 0.5% 医療保険: 5.5% 年金: 10.5%			出所: 法令2003年571号(法令2006年399号、緊急法令2008年226号、法令2009年19号、法令2014年123号) 年金と傷害保険の料率は職種によって異なる。 改定日: 2014年9月19日
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 4.4% 2012年: 6.7% 2013年: 5.4%			出所: ユーロスタット	
地価・ 事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	51	37	162	出所: 不動産情報イモビリアル(不動産ポータルサイト) 工業団地名: プロイエシュティ工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.86	5.00	22	出所: イモビリアル(不動産ポータルサイト) 工業団地名: プロイエシュティ工業団地
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	21~23	15~17	66~75	出所: 不動産会社エソップ 地区名: ピクトリア広場 占有面積: 137~506m2 管理費3.1ユーロ。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,325	1,700	7,459	出所: イモビリアル(不動産ポータルサイト) 地区名: アヴィアトリロール地区(ブカレスト市内) 住宅の種類: アパート 占有面積: 110m2、3部屋、家具、駐車場付き。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.78	1.30	5.70	出所: ロムテレコム 月額基本料金: 11.04ユーロ
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	17	12	54	出所: ロムテレコム ADSL 上り: 1Mbps、下り: 20Mbps

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.08	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.35	出所: エネル(ルーマニア電気事業者) エネルギー規制局(ANRE)通告2014年37号(2014年7月1日より適用) 2014年1月1日に完全自由化。エネルが規定した規定価格(市場競争価格:CPC価格) の7.5%増しが適用。 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)、コジェネ税(0.01レイ/kWh)、グリーン電力証書税 (0.03レイ/kWh)が加算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.47 1kWh当たり料金: 0.06~0.18	月額基本料:1.07 1kWh当たり料金: 0.04~0.13	月額基本料:4.70 1kWh当たり料金: 0.18~0.57	出所: エネル(ルーマニア電気事業者) 局令2014年57号(2014年7月1日より適用) 料金の幅は左が夜間、右が日中の場合。 使用電力量の30%は各社が規定した規定価格(市場競争価格:CPC価格)が適用さ れ、70%はANREが規定した規定料金が適用。 別途、物品税(1ユーロ/MWh)、コジェネ税(0.01レイ/kWh)、グリーン電力証書税(0.03 レイ/kWh)が加算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.29	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.21	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.93	出所: 水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト(ブカレスト水道事業者)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.53~0.61	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.39~0.44	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.71~1.95	出所: エネルギー規制局(ANRE) 局令2014年58号 天然ガス。 料金の幅は左が使用量116,277.79MWh以上、右が同23.25MWh以下の場合。 別途、物品税(0.17ユーロ/GJ)が加算。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,604 (2)4,086 (3)5,273	(1)1,904 (2)2,987 (3)3,855	(1)8,353 (2)13,106 (3)16,914	出所: 日本郵船イスタンブール(対日輸入の陸上輸送費の出所はPremyal Concept SRL) 工場立地: ブカレスト 最寄り港: コンスタンツァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→コンスタンツァ港→工場立地(ブカレスト)
為替	21.為替レート	1米ドル=3.2076、1ユーロ=4.3878 (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	16			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号17条
	23.個人所得税 (最高税率%)	16			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	24			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF)、緊急命令2013年16号パン・小麦粉に対する軽減 税率 改定日: 2013年9月1日 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品、パン・小麦粉など: 9% 未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供給品: 5%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第10条)
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	工業的使用料: 15 文化的使用料: 10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第12条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	453	331	648 出所:ブルガリア統計局 2010年10月の機械運転員などのグロス賃金520レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.105(2013年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む。 出所は前年度同様ブルガリア統計局であるが、参照するデータを変更。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	778	569	1,112 出所:ブルガリア統計局 2010年10月の準専門家などのグロス賃金892レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.105(2013年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む。 出所は前年度同様ブルガリア統計局であるが、参照するデータを変更。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,176	859	1,681 出所:ブルガリア統計局 2010年10月のシニアマネージャーなどのグロス賃金1,349レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.105(2013年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む。 出所は前年度同様ブルガリア統計局であるが、参照するデータを変更。	
	4.営業職(月額)	n.a	n.a	n.a	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	308	225	441 出所:ブルガリア統計局 2010年10月のサービススタッフ、販売員などのグロス賃金354レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.105(2013年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む。 出所は前年度同様ブルガリア統計局であるが、参照するデータを変更。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	308	225	441 出所:ブルガリア統計局 2010年10月のサービススタッフ、販売員などのグロス賃金354レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.105(2013年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む。 出所は前年度同様ブルガリア統計局であるが、参照するデータを変更。	
	6.法定最低賃金	238	174	340 出所:2013年10月31日付・布告249号 改定日:2014年1月1日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		—		法的支給義務はないが、企業業績や従業員の成果に応じてクリスマス前に支払われることが多い。 2013年の民間部門のボーナス平均は43レバ。(出所:ブルガリア統計局)
	8.社会保険負担率				雇用者負担率:17.4% + 労災保険(職種によるが0.4%~1.1%、平均0.7%) 被雇用者負担率:12.9% ■雇用者負担率の内訳: 医療保険:4.8% 年金:9.8%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) 追加社会保険:2.8%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) ※1959年12月31日以前に生まれた被雇用者に対しては、一体型社会保険料率12.6%(年金、疾病・妊娠保険、雇用保険、追加社会保険含む)、健康保険4.8% ■被雇用者負担率の内訳: 医療保険:3.2% 年金:7.5%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 追加社会保険:2.2%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) ※1959年12月31日以前に生まれた被雇用者に対しては、一体型社会保険料率9.7%(年金、疾病・妊娠保険、雇用保険、追加社会保険含む)、健康保険3.2% 出所:社会保険法 雇用者、被雇用者ともに年金には雇用保険1.0%と疾病・妊娠保険3.5%が含まれる。
	9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)				2011年:5.8% 2012年:6.6% 2013年:10.5% 出所:ブルガリア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	27~55	20~40	39~78 出所:ブルガリアン・プロパティズ 工業団地名:ソフィア周辺 税金、関連経費を含まない金額の相場。 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.79	3.50	6.85 出所:フォートン・ブルガリア 工業団地名:ソフィア周辺 仲介手数料含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	18	13	25 出所:フォートン・ブルガリア 地区名:ソフィア周辺 占有面積:- VAT含まず、敷金1~3カ月。 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,419	2,499	4,888 出所:ユニークエステート 地区名:ソフィア中心(ゴツツェ・デルチェフ地区) 住宅の種類:アパート(3部屋) 占有面積:234m <sup>2</sup> VAT含まず、諸経費(管理費、警備費)込み、手数料は家賃の1カ月分相当、敷金1~3カ月。 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.52	1.84	3.60 出所:通信サービス事業VIVACOM 固定電話 1.2レバ/1分×3	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	16	12	23 出所:通信会社VIVACOM 架設料なし、月額使用量(固定料金)、下り:最高20Mbps、2年契約。 VAT含まず。	

ブルガリア(調査都市:ソフィア)

特に追記がない場合はVAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.20	出所:CEZ Elektro Bulgaria (ブルガリア電力事業者) 屋間料金、配電料、ネットワーク接続料など含む。低 電圧契約を前提とした料金。
17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.13	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.19	出所:CEZ Elektro Bulgaria (ブルガリア電力事業 者) 屋間料金、配電料、ネットワーク接続料など含む。低 電圧料金を前提とした料金。
18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.45~1.76	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.06~1.29	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.08~2.52	出所:ソフィア水道公社 料金の幅は汚染物質の含有量によって生じる下水 処理料金の相違。
19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.62	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.45	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.88	出所:オーバースガス(地場ガス事業者) 定期供給で年間契約料5万m <sup>3</sup> 以下の場合。 天然ガス。VAT含まず。
20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,848 (2)2,448 (3)3,998	(1)1,351 (2)1,790 (3)2,922	(1)2,643 (2)3,501 (3)5,715	出所:Key Partners Ltd.(Container Shipping Agency) 工場立地:ソフィア 最寄り港:ヴァルナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→横 浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→ ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ヴァルナ港→工場立地(ソ フィア)  海上運賃は、ドル建てをユーロ建て、レバ建てに換 算。
21.為替レート	1米ドル=1.4299レバ、1ユーロ=1.9560レバ (2014年7月1日付)			
22.法人所得税 (表面税率%)	10			出所:法人税法(第20条)
23.個人所得税 (最高税率%)	10			出所:個人所得税法 一律10%のフラットタックス。
24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:付加価値税法(第66条) 軽減税率:宿泊費に対しては9%。
25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第11条)
26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	5			出所:法人税法(第194条、200条)
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第12条)



	米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	509~772	372~564	43,056~65,278 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。基本給のみ。 最少額290ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最大額440ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最少額(372ユーロ)は金属加工業、最大額(564ユーロ)は電気・電子産業の場合。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	806~2,629	589~1,922	68,172~222,456 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。基本給のみ。 最少額460ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最大額1,500ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最少額(589ユーロ)は金属加工業、最大額(1,922ユーロ)は電気・電子産業の場合。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,542~3,505	1,127~2,562	130,441~296,531 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。基本給のみ。 最少額880ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最大額2,000ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)×1.057(2013年) 最少額(1,127ユーロ)は金属加工業、最大額(2,562ユーロ)は電気・電子産業の場合。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	368	269	31,106 出所:セルビア統計局 社会保障(被雇用者負担分)、所得税含む。 2014年1月~9月期(飲食サービス業)の平均グロス賃金。 月額。	
	6.法定最低賃金	217	159	18,400 出所:セルビア社会経済評議会(政府、雇用者団体、労働組合による、労使問題協議のための委員会組織) 改定日:2014年2月28日 時給(手取額)×8時間×20日間で月額換算。	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の10~30%程度			出所:法律で定められていないが、慣例として支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.90% 被雇用者負担率:19.90%  雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75% 医療保険:5.15% 年金:12%  被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75% 医療保険:5.15% 年金:14%			出所:強制社会保障法(第44条改正) 改定日:2014年6月4日
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年:11.2% 2012年:9.0% 2013年:5.7%			出所:セルビア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	183	134	15,509 出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:TD Marvel 2(ベオグラード) 土地・家屋取得税(2.5%)含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.75	4.20	486 出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:センタ工業団地(センタ市、ベオグラードから約190キロ。) 不動産賃貸料税(20%)含む。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	11	8.11	939 出所:ネクストユニネ・セルビア・ドット・コム 地区名:ノビ・ベオグラード 占有面積:111m2 不動産賃貸料税(20%)含む。管理費含まず。敷金:賃料の1ヵ月相当。不動産屋手数料:賃料の1ヵ月相当の50%。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,026	750	86,807 出所:ネクストユニネ・セルビア・ドット・コム 地区名:ノビ・ベオグラード 住宅の種類:コンドミニアム 占有面積:100m2 不動産賃貸料税(20%)含む。不動産屋手数料:賃料の1ヵ月相当の50%。 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.89	1.38	160 出所:テレコム・セルビア	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	32	23	2,699 出所:テレコム・セルビア タイプ「Net 5」(固定IPアドレス)、ADSL、月額固定料金。 下り:5Mbps、上り:1Mbps。	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:7.77 1kWh当たり料金: 0.02~0.05	月額基本料:5.68 1kWh当たり料金: 0.01~0.04	月額基本料:657 1kWh当たり料金: 1.48~4.43	出所:セルビア電力公社 高電圧の場合: 月額基本料=(契約電力(kW)×535.485ディナール)+121.29ディナール、左記は 契約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧により異なる。 VAT(20%)含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.94 1kWh当たり料金: 0.02~0.19	月額基本料:1.42 1kWh当たり料金: 0.01~0.14	月額基本料:164 1kWh当たり料金: 1.35~16	出所:セルビア電力公社 月額基本料=(契約電力(kW)×42.839ディナール)+121.29ディナール、左記は契 約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧、時間帯により異なる。 VAT(20%)含まず。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.96	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.70	月額基本料:- 1m3当たり料金: 81	出所:ベオグラード市上下水道事業公社 VAT(10%)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.12 1m3当たり料金: 0.50	月額基本料:0.08 1m3当たり料金: 0.36	月額基本料:9.76 1m3当たり料金: 42	出所:ベオガス(セルビアガス事業者) 月額基本料=(タンク容量×117.09/12ヵ月、左記はタンク容量が1m3の場合。 VAT(10%)含まず。 LPGガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,175 (2)2,695 (3)4,213	(1)1,590 (2)1,970 (3)3,080	(1)184,030 (2)228,012 (3)356,485	出所:シェンカー 工場立地:ベオグラード 最寄り港:リエカ港(クロアチア) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:(工場立地)ベオグラード→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:(工場立地)ベオグラード→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→(工場立地)ベオグラード ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=84.610ディナール、1ユーロ=115.742ディナール (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		15		出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第39条) 改定日:2013年5月30日
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:セルビア財務・経済省税務局 個人所得税法(第89条)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:セルビア財務・経済省税務局 名称:付加価値税法(第23条) 軽減税率:パン、ミルク、小麦、砂糖などを含む食品、青果、生鮮・冷凍魚及び 肉、卵、ホテルなどの宿泊料金、医療品、水道料金、農業、肥料、新聞、各種入場 料、天然ガスなど:10%。 軽減税率改定日:2013年12月6日
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		20		出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	887~1,140	648~834	30,450~39,150	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 保守工 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,267~2,534	926~1,853	43,500~87,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 主任給電技師 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,534~3,801	1,853~2,779	87,000~130,500	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 部長(総務担当) 基本給のみ。
	4.営業職(月額)	507~2,027	371~1,482	17,400~69,600	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 営業職 基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	456~1,520	333~1,112	15,660~52,200	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 販売員 基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	634~1,140	463~834	21,750~39,150	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 調理補助員 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	408	298	14,000	出所:2014年4月24日付社会労働規制に関するモスクワ三者委員会決定 改定日:2014年7月7日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. 1,520 2. 1,520~6,082 3. 15,205~30,410 4. 1,520~12,164 5-1. 1,520~3,041 5-2. 1,520	1. 1,112 2. 1,112~4,446 3. 11,115~22,230 4. 1,112~8,892 5-1. 1,112~2,223 5-2. 1,112	1. 52,200 2. 52,200~208,800 3. 522,000~1,044,000 4. 52,200~417,600 5-1. 52,200~104,400 5-2. 52,200	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№1, 2014(2014年1月10日時点) 1~5は上記項目1~5に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:30.2~38.5% 被雇用者負担率:なし  雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.9% 強制医療保険:5.1%(連邦3.1%、地方2.0%) 年金:22.0% 労災保険:0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所:2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号  労災保険を除き62万4,000ルーブルまでは社会保険負担率は合計30%。62万4,000ルーブルを越えた部分は当該部分の10%。 出所:2013年11月30日付連邦政府決定第1101号。
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年:16.9% 2012年:8.8% 2013年:13.6%			出所:ロシア連邦国家統計局 モスクワ市	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)125 (b)22	(a)92 (b)16	(a)4,306 (b)741	出所:不動産会社インベスト・ネドビジモステ 工業団地名: (a)レニングラード街道沿い(モスクワ環状自動車道から12km) (b)ミンスク街道沿い(モスクワ環状自動車道から120km)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.83	4.26	200	出所:製造・倉庫用工業団地「チェーホフ」 工業団地名:製造・倉庫用工業団地「チェーホフ」 (シンフェロポリ街道沿い、モスクワ環状自動車道から55km)、共益費含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	89	65	3,055	出所:コリエルス・インターナショナル「オフィス市場概況」(2014年第1四半期) 中央行政区のクラスA物件。 月額平均。 共益費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	7,800~10,514	5,702~7,686	267,784~360,959	出所:ブラックウッド「住宅市場概況」(2014年第1四半期) 中心部、3~4部屋。 税・諸経費は物件によって異なる。 通常家賃1か月相当のデポジットを大家に預ける。 VAT、諸経費については契約条件により異なる。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.03	2.21	104	出所:ロステレコム アジア中東1地区料金(平日8~20時)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	203	148	6,962	出所:MGTS 料金プラン「ビジネス・6144」 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.06	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.18~3.03	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.13	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.16~4.54	出所:モスクワ市エネルギー販売事業公社「モスエネルギー」 1kWh当たり料金は時間帯及び電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.54	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.13	月額基本料:- 1m3当たり料金: 53	出所:モスクワ市水道事業公社「モスヴォドカナル」 上下水道。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.08	月額基本料:- 1m3当たり料金: 3.61	出所:ロシア連邦公共料金局 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,283 (2)1,710 (3)4,788	(1)2,400 (2)1,250 (3)3,500	(1)112,712 (2)58,704 (3)164,372	出所:日系物流会社 工場立地:モスクワ 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→横浜港 内訳:陸送費400ユーロ、海上輸送費2,000ユーロ (2)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港 内訳:陸送費400ユーロ、海上輸送費850ユーロ (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費1,000ユーロ、海上輸送費:2,500ユーロ  ユーロ建てを米ドル建て、ルーブル建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=34.3313ルーブル、1ユーロ=46.9634ルーブル (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:20 地方税:18			出所:国税基本法(第284条)
	23.個人所得税 (最高税率%)	13			出所:国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:国税基本法(第164条)  軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、医薬品は10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条)
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	922~1,414	674~1,033	31,640~48,536	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 製造ライン作業員 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,019~1,835	745~1,341	35,000~62,995	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ライン監督者 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,750~4,943	1,279~3,614	60,067~169,710	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ショップ長 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	1,504~4,092	1,099~2,991	51,618~140,468	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 エリア販売マネージャー 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	692~1,357	506~992	23,750~46,601	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 ショップアシスタント 基本給、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	(1) 258 (2) 213	(1) 189 (2) 155	(1) 8,868 (2) 7,300	出所: (1)2013年12月26日付地域間合意書第269/13-S号「サクトペテルブルク市の2014年の最低賃金について」 (2)2013年12月17日付地域間合意書第14/S-13号「レニングラード州の2014年の最低賃金について」 改定日: (1)2014年1月1日 サクトペテルブルク市 (2)2014年4月1日 レニングラード州 月額。 レニングラード州は、2014年9月1日以降変更。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. 252~1,781 2. 893~1,925 3. 1,456~6,652 4. 2,538~11,189 5. n.a.	1. 184~1,302 2. 653~1,407 3. 1,064~4,862 4. 1,855~8,180 5. n.a.	1. 8,640~61,156 2. 30,671~66,071 3. 49,983~228,356 4. 87,120~384,150 5. n.a.	出所: 人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 1~5は上記項目1~5に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2~38.5% 被雇用者負担率: なし  雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 強制医療保険: 5.1%(連邦3.1%、地方2.0%) 年金: 22.0% 労災保険: 0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号  労災保険を除き62万4,000ルーブルまでは社会保険負担率は合計30%。62万4,000ルーブルを越えた部分は当該部分の10%。 出所: 2013年11月30日付連邦政府決定第1101号
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 8.6% 2012年: 11.5% 2013年: 11.9%			出所: サクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 50~70 (b) 30~40 (c) 60~80	(a) 37~51 (b) 22~29 (c) 44~58	(a) 1,717~2,403 (b) 1,030~1,373 (c) 2,060~2,747	出所: 不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 工業団地名: (a) ウトキナ・ザボディ(サクトペテルブルク市南東)。 (b) サクトペテルブルク市南郊外(環状自動車道路から20~40km)。 (c) シュジャルイ(サクトペテルブルク市南東) ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。 ユーティリティ整備費が別途必要。
	11.工業団地地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1) 46 (2) 33~34	(1) 34 (2) 24~25	(1) 1,593 (2) 1,145~1,156	出所: 不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 管理費含む。 (1) クラスA (2) クラスB
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,767	2,023	95,000	出所: 不動産会社ツァン 地区名: 中央地区 住宅の種類: 市中心部のアパート 占有面積: 107~140m2 管理費含む、セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産への仲介手数料1ヵ月分が必要。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.54	1.13	53	出所: ロステレコム アジア1地区料金
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(a)86 (b)69	(a)63 (b)50	(a)2,950 (b)2,360	出所: ロステレコム 料金プラン: アリヤンスプロ(使い放題) ADSL、下り回線速度2Mbps a) 架設料 b) 月額基本料

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.07~0.12	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.05~0.09	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 2.45~4.29	出所: ペテルブルク売電会社 契約電力が150~670キロワットの場合。ただし、電圧や契約形態によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.06~0.10	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.05~0.08	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 2.14~3.58	出所: サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1) 1.46 (2) 0.93	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)1.06 (2)0.68	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1) 50 (2) 32	出所: サンクトペテルブルク市公共料金委員会 (1)飲用水、(2)工業用水 上下水道含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.13	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.10	月額基本料:— 1m3当たり料金: 4.63	出所: ガスプロム・メジレギオンガス・サンクトペテルブルク 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,736 (2) 1,163 (3) 3,420	(1) 2,000 (2) 850 (3) 2,500	(1) 93,927 (2) 39,919 (3) 117,409	出所: 日系物流会社 工場立地: サンクトペテルブルク 最寄り港: サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港: プレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出: 工場立地(サンクトペテルブルク)→サンクトペテルブルグ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(サンクトペテルブルク)→サンクトペテルブルグ港→プレマーハーフェン港 (3)対日輸入: 横浜港→サンクトペテルブルク港→工場立地(サンクトペテルブルク) ユーロ建てを米ドル建て、ルーブル建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=34.3313ルーブル、1ユーロ=46.9634ルーブル (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税: 20% 地方税: 18%		出所: 国税基本法(第284条) その他公租公課: なし	
	23.個人所得税 (最高税率%)	13		出所: 国税基本法第(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18		出所: 国税基本法(第164条) 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、医薬品: 10%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条)	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条)	
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条)		

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニヤ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	289~537	211~393	3,413~6,346	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 製造ライン作業員 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	752~1,295	550~947	8,892~15,309	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 工場ライン監督者 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,403~3,201	1,027~2,341	16,596~37,853	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 生産監督者 基本給のみ。
	4.営業職(月額)	703~1,129	514~826	8,312~13,355	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	219~531	160~388	2,594~6,274	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	206~450	150~329	2,433~5,319	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	103	75	1,218	出所:2014年1月16日付ウクライナ法第719-VII号 改定日:2014年7月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. - 2. - 3. 1,403~3,201 4. 1,120~1,731 5-1. 223~544 5-2. -	1. - 2. - 3. 1,027~2,341 4. 819~1,266 5-1. 163~398 5-2. -	1. - 2. - 3. 16,596~37,853 4. 13,245~20,464 5-1. 2,634~6,432 5-2. -	出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report (2014年7月23日時点)」 1~5は上記項目1~5に対応。
	8.社会保険負担率	■雇用者負担率:36.76~49.7%(業種の危険度合いによる) ■被雇用者負担率:3.6%			出所:2010年7月8日付ウクライナ法第2464-VI号(2014年5月20日付ウクライナ法第1275-VII号により最終改訂)
	9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年:16.9% 2012年:14.8% 2013年:8.7%			出所:キエフ市統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	9.00~39	6.58~29	106~461	出所:テフノバルク工業団地 テフノバルク工業団地 キエフ州(キエフから22km) 税・諸経費については契約条件によって異なる。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニヤ建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.70	2.02	22	出所:チェクシル工業団地 チェクシル工業団地 チェルニゴフ市(キエフから150km) 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 米ドル、ユーロ、フリブニヤの各通貨建てでの価格。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	26~38	19~28	307~449	出所:不動産会社コリエルズインターナショナル キエフ市内のAクラス物件。 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニヤ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,500~3,500	1,097~2,559	17,738~41,388	出所:不動産キエフインターナショナル・リアリティ キエフ市内中心部(住宅面積より異なる)(3部屋) 水道代、電気料金、ガス料金は含まず。 税・諸経費については契約条件によって異なる。 初回賃料として2ヶ月分を支払う(賃貸開始月と最終月の2か月分)。前金払いも別途必要。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニヤ建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.44~1.80	1.05~1.32	17~21	出所:ウクルテレコム 平日18時~8時および土日祝日は1分間0.48米ドル 平日8時~18時のみは1分間0.60米ドル 米ドル建てをユーロ建て、フリブニヤ建てに換算。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:0.10 月額基本料:14	架設料:0.07 月額基本料:9.90	架設料:1.20 月額基本料:160	出所:ウクルテレコム 料金プラン「OGO! Office Ultra」 下り:6~24Mbps、上り:3Mbps。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.09~0.12	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.12~1.42	出所:キエフエネルギー 2014年7月1日以降。 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.08	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.31~1.34	出所:キエフエネルギー 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: (a)0.33 (b)0.30	月額基本料:- 1m3当たり料金: (a)0.24 (b)0.22	月額基本料:- 1m3当たり料金: (a)3.89 (b)3.58	出所:キエフウオドカナル (a)上水道料金 (b)下水道料金
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.48	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.35	月額基本料:- 1m3当たり料金: 5.67	出所:2014年5月30日付エネルギー分野の規制に関する国家委員会決定第420号 2014年6月1日以降。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,900 (2)3,500 (3)4,900	(1)2,851 (2)2,559 (3)3,582	(1)46,118 (2)41,388 (3)57,943	出所:日系物流会社 工場立地:クレメレチュク 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:香港 (1)対日輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→香港 (3)対日輸入:横浜港→オデッサ港→工場立地(クレメレチュク) 陸上輸送費、ターミナルハンドリング料金を含む。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=11.8250フリブニャ、1ユーロ=16.1760フリブニャ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		18		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号 2014年1月1日以降。
	23.個人所得税 (最高税率%)		17		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号 最低賃金の10倍超の月収の場合。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号 船舶、航空機、宇宙船、軍事用途の地上用輸送機器の整備・補修・補給に関する製品およびサービス等については免税。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を継承。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条) 日ソ租税条約を継承。
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条) 日ソ租税条約を継承。	



	米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	359	263	825,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	527	385	1,210,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,006	735	2,310,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約660,000スム。
	4.営業職(月額)	479	350	1,100,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約660,000スム。別途、交通費、食事手当、携帯電話使用料(通話料込み)を支給。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	240	175	550,000	出所: 地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 別途売上額の3%を加算。 食事手当121,000スムを別途支給。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	287	210	660,000	出所: 地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 別途食事手当を支給。
	6.法定最低賃金	42	31	96,105	改定日: 2013年12月15日 大統領令第UP-4582号(2013年12月2日付) 2014年9月1日から107,835スムに引き上げ(大統領令第UP-4639号2014年7月31日付)。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。
	8.社会保険負担率				出所: 大統領決定第PP-2099号(2013年12月25日付) 関係会議: 国家税務委員会・中央銀行幹部会決定第N76、N2005.47、N267、B号(2005年8月29日付) 雇用者負担率: 25% 被雇用者負担率: 7.5% ■雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料: 25% その他: 予算外企業年金: 総売上高の1.6% 予算外道路基金: 総売上高の1.4% 予算外学校教育基金: 総売上高の0.5% ■被雇用者負担率の内訳: 年金基金(保険部分): 6.5% 年金基金(積立部分): 1%
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 26.5% 2012年: 26.5% 2013年: 20.8%			出所: 大統領令第UP-4253号(2010年11月15日付) 大統領令第UP-4377号(2011年11月3日付) 大統領令第UP-4482号(2012年11月9日付) 大統領令第UP-4582号(2013年12月2日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間7,500スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出に際し免税等の優遇措置を得るには300万ユーロ以上の出資が条件。2012年12月にはアングレン特別工業区、2013年3月にはジザク特別工業区が設置されており優遇措置を得るにはどちらも30万ドル以上の出資が条件。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間7,500スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出に際し免税等の優遇措置を得るには300万ユーロ以上の出資が条件。2012年12月にはアングレン特別工業区、2013年3月にはジザク特別工業区が設置されており優遇措置を得るにはどちらも30万ドル以上の出資が条件。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28	20	63,152	出所: インターナショナル・ビジネスセンター 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。 当該物件については付加価値税免除。他の物件については課税の可能性はある。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000~5,000	2,193 ~3,655	68,889.290~ 11,482.150	出所: 地元不動産事業者 市内中心部の戸建て200~400m2、5~6部屋。 電気代と国際電話使用料以外は大家負担が多い。 通常3~6か月分の前払い。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	7.38	5.39	16,946	出所: ビーライン その他アジア地区料金 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。 支払日の中央銀行公定レート換算でスム払い。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 無料 月間使用料: 330	架設料: 無料 月間使用料: 241	架設料: 無料 月間使用料: 757.822	出所: ビーライン 料金プラン: アドミラル 下り: 512Kbit、上り: 256Kbit(毎秒)。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。 中央銀行公定レート換算でスム払い。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 131	出所: ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 131	出所: ウズベクエネルギー 付加価値税賦課対象外。 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり65.70スム。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.22	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.16	月額基本料:— 1m3当たり料金: 500	出所: スヴソス 上水・下水道料金の合計額。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.07	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.05	月額基本料:— 1m3当たり料金: 165	出所: タシケントシャハルガス 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)7,900 (2)6,300 (3)9,100	(1)5,775 (2)4,605 (3)6,652	(1)18,141,797 (2)14,467,509 (3)20,897,513	出所: Militzer&Munch 工場立地: タシケント 最寄り港: ポストチヌイ港(ロシア)もしくはノボロシスク港(ロシア) 第3国仕向け港: アントワープ港(ベルギー)  (1)工場立地(タシケント)→ポストチヌイ港3,530ドル、ポストチヌイ港→横浜港4,370ドル 日数30～35日 (2)工場立地(タシケント)→ノボロシスク港3,630ドル、ノボロシスク港→アントワープ港 2,670ドル 日数20～25日 (3)横浜港→ポストチヌイ港5,100ドル、ポストチヌイ港→工場立地(タシケント)4,000ドル 日数30～35日  商品によって警備代370ドルが加算。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=2,296.43スム、1ユーロ=3,141.40スム (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		8		出所: 大統領決定第PP-2099号(2013年12月25日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。
	23.個人所得税 (最高税率%)		22		出所: 大統領決定第PP-2099号(2013年12月25日付) 法定最低賃金の5倍以下の場合: 7.5% 同5倍を超え10倍以下の場合: 7.5%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(同5倍を超え る部分) 同10倍を超える場合: 7.5%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(法定最低賃金の 10倍以下の部分)+22%(同10倍を超える部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部(年金積立基金分の1%)が含まれる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所: 大統領決定第PP-2099号(2013年12月25日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社 会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を承継
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社 会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を承継
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社 会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を承継	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	654~817	478~598	120,000~150,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業A社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	981~1,199	717~876	180,000~220,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業B社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,090~1,144	797~837	200,000~210,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業C社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。
	4.営業職(月額)	599~981	438~717	110,000~180,000	出所: 関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業D社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	381	279	70,000	出所: 地場資本の店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。 売上げにより上積みあり。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	327	239	60,000	出所: 地場資本の店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保険(雇用者負担分)含む。 売上げにより上積みあり。
	6.法定最低賃金	109	80	19,966	出所: 共和国法第1329号「2014~2016年共和国予算について」(2013年12月12日付) 改定日: 2014年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			規程はなく、企業により年間給与の1~30%で支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 5.04~14.99 被雇用者負担率: 10%  雇用者負担率の内訳: 失業保険: 5% 労災保険: 0.04~9.99% 年金: 5% (一部の職種のみ)  被雇用者負担率の内訳: 年金: 10%			出所: 共和国法第405号-II「強制社会保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第30-III号「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国決定第1562号「雇用者負担年金支払いとなる職種のリストについて」(2013年12月31日付)  共和国法第105-V号「年金支給法」(2013年6月21日付)  共和国基本法第99-IV号「予算への税その他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付)  別途、雇用者には社会税として11%が課される。
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年: 14.14% 2012年: 10.44% 2013年: 5.90%			出所: アルマトイ市社会経済発展統計速報2013年 各年の月間平均前年比。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	40~61	29~45	7,341~11,194	出所: ダム・ロジスティクス 工業団地名: ダム・ロジスティクス 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.00~4.00	0.73~2.92	184~734	出所: AZK 工業団地名: AZK 屋外スペースであるか、建屋内であるか等により変動。 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	15~60	11~44	2,753~11,011	出所: アルマトイ・リアル・エステート、プリス 地区名: アルマトイ市中心地 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,700~12,000	1,974~8,772	495,504~2,202,240	出所: アブソルート 地区名: アルマトイ市中心地 戸建(200~800m2) 共益費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.22	0.16	40	出所: アルマトイテレコム
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 29 基本料: 26	架設料: 21 基本料: 19	架設料: 5,377 基本料: 4,700	出所: アルマトイテレコム 上り: 1,024kb/s、下り: 8,192kb/s

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.18	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.14	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 4.57 ~34	出所:アルマトイエネルギーズ 昼間料金(7時~19時):16.21テンゲ/kWh 夜間料金(19時~23時):33.95テンゲ/kWh 深夜料金(23時~7時):4.57テンゲ/kWh 時間帯によって単価が変わる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.08~0.13	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.06~0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 14~24	出所:アルマトイエネルギーズ 使用料、および電気コンロの有無や年金所得者であるか等によって単価が変わる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.12	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.82	月額基本料:- 1m3当たり料金: 205	出所:ホールディング・アルマトイ スウ 上水道料金:152.73テンゲ/m3 下水道料金:52.61テンゲ/m3
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.13	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.10	月額基本料:- 1m3当たり料金: 24	出所:カズトランスガス・アルマトイ 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)7,300 (2)3,200 (3)7,200	(1)5,336 (2)2,339 (3)5,263	(1)1,339,696 (2)587,264 (3)1,321,344	出所:トランスアジアシステムズKZ  工場立地:アルマトイ 最寄り港:蓮雲港(中国)、(2)のみアクタウ港 第3国仕向け港:ネカ港(イラン)  (1)対日輸出:工場立地(アルマトイ)→蓮雲港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(アルマトイ)→アクタウ港→ネカ港 (3)対日輸入:横浜港→蓮雲港→工場立地(アルマトイ)  米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=183.52テンゲ、1ユーロ=251.046テンゲ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		20		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付)
	23.個人所得税 (最高税率%)		10		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付)  受取配当金に対しては5%。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		12		出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約(第10条) 持ち株割合10%以上の場合:5%
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約(第12条)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 リラ	備考
1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,261	1,653	4,815	出所:トルコ雇用者連合(TISK) 基本給、社会保険料(雇用者負担分)、業績賞与、残業代、食事手当、交通費、退職金含む。
2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	2,300~4,800	3,146~6,586	4,898~10,221	出所: A Plus Human 基本給、社会保険料(雇用者負担分)含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,000~4,000	2,736~5,472	4,259~8,518	出所: A Plus Human 基本給、社会保険料(雇用者負担分)、業績賞与含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
4.営業職(月額)	2,000~4,000	2,736~5,472	4,259~8,518	出所: A Plus Human 基本給、社会保険料(雇用者負担分)、業績賞与含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	700~800	958~1,094	1,491~1,704	出所: A Plus Human 基本給、社会保険料(雇用者負担分)含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	700~1,300	958~1,778	1,491~2,789	出所: A Plus Human 基本給、社会保険料(雇用者負担分)、チップ含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
6.法定最低賃金	<2014年上半年> 593(月額、グロス) 397(月額、ネット) <2014年下半年> 533(月額、グロス) 418(月額、ネット)	<2014年上半年> 369(月額、グロス) 290(月額、ネット) <2014年下半年> 389(月額、グロス) 306(月額、ネット)	<2014年上半年> 1,071.00(月額、グロス) 846.00(月額、ネット) <2014年下半年> 1,194.00(月額、グロス) 891.03(月額、ネット)	出所:労働・社会保障省 公布:2013年12月31日、発効:2014年1月1日 2013年12月31日付官報No:28868
7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		-		出所: A Plus Human 一般的な手当:食事手当、交通費、月給1~3ヵ月分の賞与支給等(賞与支給方式に係る法規制はないが、契約書に明示した賞与支給を契約締結後に雇用者側から一方的に撤回できない)。 管理職:上記に加え、社用車、携帯電話、ガソリン、ラップトップ支給。
8.社会保険負担率	事業主負担率の内訳: 社会保険:15.5% 失業保険:2% 従業員(本人)負担率の内訳: 社会保険:14% 失業保険:1%			出所:労働・社会保障省
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年:14.4% 2012年:18.1% 2013年:7.3%			出所:トルコ公共労働者連合(Turkiye Kamu-Sen)
10.工業用地(土地)購入価格 (m2当たり)	①400~440 ②450~500	①547~602 ②616~684	①852~937 ②958~1,085	出所:RE/MAX 工業地名:(イスタンブール・アジア側)①Gebze、②Tuzla 購入税、売却税ともに2~4%(個し、売手が法人で土地取得後730日を超えている場合、もしくは売手が個人で土地取得後5年を超えている場合、VAT免除)、不動産業者への手数料は3%。 組織化産業地帯(OIZ)では、入居料8ユーロ/m <sup>2</sup> 、管理費月額0.5~0.8米ドル/m <sup>2</sup> 等、条件に相違。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
11.工業用地借料(月額) (m2当たり)	①0.80~1.20 ②1.20~1.46	①1.09~1.64 ②1.64~2.00	①1.70~2.56 ②2.56~3.11	出所:RE/MAX 工業地名:(イスタンブール・アジア側)①Gebze、②Tuzla 法人の場合は賃料の18%VAT、個人の場合は源泉課税として3ヵ月毎に同期間賃料の25%を直接税務署に支払う。 手数料は年間賃料1ヵ月×契約年数の12%。 OIZでは賃料無し。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	①30~40 ②22~28	①41~55 ②30~36	①64~85 ②47~55	出所:RE/MAX 地区名:①イスタンブール・ヨーロッパ側のマサラク、エティレル、レヴェント(Metrocity等)地区のショッピングモール併設ビジネスタワー。 ②イスタンブール・アジア側のウムラニエ、アタセヒール地区の新興ビジネスセンター。 手数料は年間賃料の12%。 月額管理費は7~10(3.3~4.7トルコリラ)/m <sup>2</sup> 。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
13.駐在員用住宅借上料 (月額)	A) ①*3,000 **2,000 ②*3,000~5,000 **2,500~4,000 B) *1,878 **1,409	A) ①*4,104 **2,736 ②*4,104~6,840 **3,420~5,472 B) *1,373 **1,030	A) ①*6,388 **4,259 ②*6,388~10,847 **5,324~8,518 B) *4,000 **3,000	出所:RE/MAX 地区名: A)イスタンブール・ヨーロッパ側 ①アルカント(エティレル)、②レヴェント地区 B)イスタンブール・アジア側のアタセヒール地区 *家具付き、**家具なし。 住宅の種類: A)①24時間警備・駐車場・プール・ジム・テニスコート付きの高級住宅コンプレックス、②向サービスアパートメント B)同住宅コンプレックス 占有面積:100m <sup>2</sup> 管理費月額:A)7~10トルコリラ(3.3~4.7米ドル)/m <sup>2</sup> 、B)6トルコリラ(2.8米ドル)/m <sup>2</sup> 。手数料は年間賃料の12%。 賃借人が法人の場合、月額賃料の20%が源泉課税。 家具付の場合、月額賃料の1~2ヵ月分を預託。 A)米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
14.国際通話料金 (日本向け3分間)	<スタンダード・ライン> 3分間の通話料:0.21 携帯電話:1.56 <法人向けライン> 3分間の通話料:0.23 携帯電話:0.96	<スタンダード・ライン> 3分間の通話料:0.15 携帯電話:1.14 <法人向けライン> 3分間の通話料:0.16 携帯電話:0.70	<スタンダード・ライン> 3分間の通話料:0.44 携帯電話:3.32 <法人向けライン> 3分間の通話料:0.46 携帯電話:2.04	出所:トルコ・テレコム 特別通話税(15%)含む。 基本通話料(1分) <スタンダード・ライン> 固定回線:0.148トルコリラ(0.07米ドル) 携帯電話:1.106トルコリラ(0.52米ドル) <法人向けライン> 固定回線:0.16トルコリラ(0.08米ドル) 携帯電話:0.68トルコリラ(0.32米ドル)
15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	初期設定料:17 月額基本料:①17 ②32 ③34 ④46	初期設定料:12 月額基本料:①13 ②24 ③25 ④34	初期設定料:36 月額基本料:①37 ②69 ③72 ④99	出所:TTネット(ADSL回線) 通信速度16Mbps ①6GB制限(25GB利用) ②制限なし(50GB利用) ③制限なし(75GB利用) ④制限なし(100GB利用) 基本料金は付加価値税(18%)、特別通話税(5%)含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 リラ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: - 1kWh当たり料金: ①0.10 ②0.11	月額基本料: - 1kWh当たり料金: ①0.08 ②0.08	月額基本料: - 1kWh当たり料金: ①0.22 ②0.23	出所: エネルギー市場規制機構 (EPDK) ①二期料金、②一期料金 別途、municipality consumption 税(1%)、Energy fund(1%)、TRT Fund(2%)。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.29	出所: エネルギー市場規制機構 (EPDK) 別途、municipality consumption 税(5%)、Energy fund(1%)、TRT Fund(2%)。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 4.10	月額基本料: - 1m3当たり料金: 3.00	月額基本料: - 1m3当たり料金: 8.73	出所: イスタンブール水道局 (ISKI) 別途VAT(8%)が課税。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: ①0.44 ②0.41 ③0.36	月額基本料: - 1m3当たり料金: ①0.32 ②0.30 ③0.26	月額基本料: - 1m3当たり料金: ①0.93 ②0.87 ③0.77	出所: イスタンブール・ガス配給会社 (IGDAS) ①年0~300,000m3使用 ②年300,001~800,000m3使用 ③年800,001m3以上使用 VAT含まず。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1.215 (2) 2.530 (3) 3.255	(1) 1.662 (2) 3.461 (3) 4.453	(1) 2.587 (2) 5.387 (3) 6.931	出所: 郵船ロジスティクストルコ 工場立地: イスタンブール 最寄港: アンバルリ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(イスタンブール)→アンバルリ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(イスタンブール)→アンバルリ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→アンバルリ港→工場立地(イスタンブール)  輸送費は、BAF、CAF、EMS、スエズ運河通航料、CSS含む。 米ドル建てをユーロ建て、トルコリラ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=2.1294トルコリラ、1ユーロ=2.9128トルコリラ (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		国税: 20	2006年6月13日付26205号官報 法人税法 No.5520 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。	
	23.個人所得税 (最高税率%)		35	出所: 財務省歳入局 Personal Income Tax Law No. 193 Art.103  15%(年収0~11,000トルコリラ) 20%(同11,001~27,000トルコリラ、うち11,000分は1,650トルコリラのみ課税、残りに20%課税。) 27%(同27,001~60,000トルコリラ、うち27,000分は4,850トルコリラのみ課税、残りに27%課税。) 35%(同60,001~97,000トルコリラうち60,000分は13,760トルコリラのみ課税、残りに35%課税。) 35%(同97,001トルコリラ~、うち97,000分は23,750トルコリラのみ課税、残りに35%課税。)	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	出所: 財務省歳入局 2007年12月30日付官報: 第26742号第1条 発効: 2007年12月31日 標準税率: 18%  軽減税率: 必需食品、書籍、水道: 8% 農業製品、リース品: 1%	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		金融機関を通じての送金: 10 その他: 15	日本との租税条約(第11条)	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		資本比率が25%以上: 10 資本比率が25%以下: 15	日本との租税条約(第10条)	
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10	日本との租税条約(第12条)		

	米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	198~527	145~385	1,420~3,769	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2014年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:30社・機関、対象者数:2,127名)同データは、2013年度実績値。2014年度は平均8.6%増見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 企業により、交通費、職種手当、通勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	308~3,590	225~2,624	2,200~25,666	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2014年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:30社・機関、対象者数:2,127名)同データは、2013年度実績値。2014年度は平均5.1%増見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 企業により、交通費、職種手当、通勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	629~2,959	460~2,163	4,500~21,158	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2014年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:30社・機関、対象者数:2,127名)同データは、2013年度実績値。2014年度は平均7.8%増見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 企業により、交通費、職種手当、通勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり。
	4.営業職(月額)	353~1,958	258~1,431	2,525~14,000	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2014年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:30社・機関、対象者数:2,127名)同データは、2013年度実績値。2014年度は平均10.3%増見込み。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 企業により、交通費、職種手当、通勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	168	123	1,200	出所: 財務省ウェブサイト 改定日: 2014年1月1日。 公的部門、非経。 ただし運用が遅れている模様。
7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給(月額)0~12ヵ月分(平均2.1ヵ月分)			出所: エジプト日本商工会(JBA)による2014年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:30社・機関、対象者数:2,127名)同データは、2013年度実績値。	
8.社会保障負担率	<p>●雇用者負担率: 固定給(26%) + 変動給(24%) 固定給 月取 EGP 987.50 : 26% 変動給 月取 EGP 987.50 ≤ EGP 1,590.00(最大値) * : 24% ※雇用者固定給(26%)負担率の内訳: 年金: 15% 医療保険: 4% 労災保険: 3% 失業保険: 2% 報酬保障: 2%</p> <p>●被雇用者負担率: 固定給(14%) + 変動給(11%) 固定給 月取 EGP 987.50 : 14% 変動給 月取 EGP 987.50 ≤ EGP 1,590.00(最大値) * : 11% ※雇用者固定給(14%)負担率の内訳: 年金: 10% 医療保険: 1% 報酬保障: 3%</p> <p>* Decree No.74 of The Year 2013に基づき、最大値は毎年西暦年の頭に、前年末時点の値から15%上昇する。右記(参考: 変動給の最大値の変更)参照。</p>			<p>出所: 社会保障庁 (National Organization for Social Insurance)</p> <p>Decree No. 74 of The Year 2013 Amending the Decree of the Minister of Finance No.554 of The Year 2007 on The Rules Implementing the Provisions of the Social Insurance Law Promulgated by Law No.79 of The Year 1975</p> <p>Decree No. 554 of The Year 2007 on The Rules Implementing Social Insurance Law Promulgated by Law No. 79 of The Year 1975</p> <p>Capital and Trade Magazine Issue 323, 5/3/1996, Social Insurance Contributions and Finance Parties.</p>	
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	<p>2012年度(2011年7月~2012年6月): 16.4%</p> <p>2013年度(2012年7月~2013年6月): 27.9%</p> <p>2014年度(2013年7月~2014年6月): 23.5%</p>			出所: 財務省『財政月報 2014年6月号』(The Financial Monthly June 2014)、2014年度は5月までの値。政府機関職員の賃金上昇率を示す。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1)340 (2)413 (3)91 (4)112~142 (5)35~112 (6)59	(1)249 (2)302 (3)66 (4)82~133 (5)70~92 (6)43	(1)2,432 (2)2,951 (3)648 (4)800~1,300 (5)680~900 (6)420	出所: 産業開発公社(IDA: Industrial Development Authority)およびその管轄下の民間デベロッパー、スズエ工業開発公社(SIDC)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)1.42 (2)1.11 (3)0.90 (4)1.65 (5)1.24	(1)1.03 (2)2.28 (3)2.36 (4)1.21 (5)3.83	(1)10.12 (2)22.26 (3)25.00 (4)11.80 (5)37.50	出所: 現地不動産会社 工業用地/工場所在地: (1)カタマヤ地区 8,400m <sup>2</sup> (2)セルメント地区(工場) 3,370m <sup>2</sup> (3)アラブ地区(工場) 2,000m <sup>2</sup> (4)オクトーバー地区(工場) 5,888m <sup>2</sup> (5)オクトーバー地区 2,000m <sup>2</sup> ※10.記載のIDA管轄工業地区のレンタルはあまり一般的でない(電話聴取)。仮にレンタルの場合、借料は各ケースに応じて算出するため電話での開示は不可。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)6.71~13.00 (2)24.80~19.58 (3)11.29~34.96 (4)9.29~18.00 (5)9.09~13.99 (6)16.78~29.0	(1)4.91~9.50 (2)18.18~14.31 (3)8.25~25.56 (4)4.60~13.16 (5)6.65~10.22 (6)12.27~18.28	(1)48.00~92.95 (2)177.78~140.00 (3)80.70~250.00 (4)445.00~128.70 (5)95.00~100.00 (6)120.00~178.75	出所: 現地不動産会社Coldwell Banker 占有面積: (1)カーペンティ(250~600m <sup>2</sup> ) (2)ナセルシティ(180~500m <sup>2</sup> ) (3)ヘリオポリス(285~675m <sup>2</sup> ) (4)ドック(180~520m <sup>2</sup> ) (5)マンデシオン(200~600m <sup>2</sup> ) (6)ニューカイロ(396~600m <sup>2</sup> ) 商業あるいは事務所認可された不動産(状況)の事務所。 地区、面積、用途(commercial, administrative)により賃料にばらつきあり。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(1)1,000~4,000 (2)2,500 (3)979~1,958 (4)2,500 (5)1,200~2,000 (6)1,350~1,500 (7)2,200~4,000	(1)731 ~ 2,924 (2)1,828 (3)716 ~ 1,431 (4)1,828 (5)877 ~ 1,462 (6)987 ~ 1,097 (7)1,608 ~ 2,924	(1)7,150 ~ 28,600 (2)17,875 (3)7,000 ~ 14,000 (4)17,875 (5)8,590 ~ 14,300 (6)9,853 ~ 10,725 (7)15,730 ~ 28,600	出所: 現地不動産会社 地区名および占有面積: (1)カーペンティ(175~450m <sup>2</sup> ) (2)ザマレク(180~400m <sup>2</sup> ) (3)マンデシオン(160~250m <sup>2</sup> ) (4)ドック(200~280m <sup>2</sup> ) (5)ヘリオポリス(180~270m <sup>2</sup> ) (6)オクトーバー(170~190m <sup>2</sup> ) (7)ニューカイロ(170~200m <sup>2</sup> ) アパートメント、家具付が一般的。 米ドル建てをユーロ建て、エジプトポンド建てに換算。
	14.国際通話料 (日本向け3分間)	(1)1.89 (2)1.47	(1)1.38 (2)1.07	(1)13.50 (2)10.50	出所: Telecom Egypt 18~20時: 4.5エジプト・ポンド/1分間×3分間 2/20~8時: 3.5エジプト・ポンド/1分間×3分間
15.インターネット接続料 (ブロードバンド)	加入費: 10.49 月額基本料金: (1)13.29 (2)19.58 (3)30.77 (4)53.15 (5)97.20 (6)189.51 (7)272.72	加入費: 7.67 月額基本料金: (1)6.71 (2)14.31 (3)22.49 (4)38.85 (5)71.06 (6)138.53 (7)199.37	加入費: 75 月額基本料金: (1)95 (2)140 (3)220 (4)380 (5)695 (6)1,355 (7)1,950	出所: TE Data ADSL、月額 スピード別料金 (1)21.2kbps (2)1MB (3)2MB (4)4MB (5)8MB (6)16MB (7)24MB	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
電 気 料 金	<p>月額基本料: (1)(c) (d) 1.4×前年度の最大消費月の電力量 (2)(b) (c) 2.8×前年度の最大消費月の電力量 (3)(a~c) 4.2×前年度の最大消費月の電力量 (4)なし</p> <p>1kWh当たり料金: (1)(a) 0.007 (b) 0.020 (c) 0.048~0.071 (0.052) (d) 0.032</p> <p>(2)(a) 0.023 (b) 0.050~0.075 (0.054) (c) 0.038</p> <p>(3)(a) 0.054~0.080 (0.058) (b) 0.058 (c) 0.051</p> <p>(4)(a) 0.024 (b) 0.051 (c) 0.079</p>	<p>月額基本料: (1)(c) (d) 1.0×前年度の最大消費月の電力量 (2)(b) (c) 2.0×前年度の最大消費月の電力量 (3)(a~c) 3.1×前年度の最大消費月の電力量 (4)なし</p> <p>1kWh当たり料金: (1)(a) 0.005 (b) 0.15 (c) 0.035~0.052 (0.038) (d) 0.023</p> <p>(2)(a) 0.017 (b) 0.037~0.055 (0.040) (c) 0.028</p> <p>(3)(a) 0.039~0.059 (0.042) (b) 0.042 (c) 0.037</p> <p>(4)(a) 0.017 (b) 0.037 (c) 0.058</p>	<p>月額基本料: (1)(c) (d) 10×前年度の最大消費月の電力量 (2)(b) (c) 20×前年度の最大消費月の電力量 (3)(a~c) 30×前年度の最大消費月の電力量 (4)なし</p> <p>1kWh当たり料金: (1)(a) 0.047 (b) 0.145 (c) 0.341~0.511 (0.369) (d) 0.226</p> <p>(2)(a) 0.163 (b) 0.358~0.537 (0.388) (c) 0.275</p> <p>(3)(a) 0.383~0.575 (0.415) (b) 0.415 (c) 0.365</p> <p>(4)(a) 0.17 (b) 0.366 (c) 0.566</p>	<p>出所: エジプト電力省および、電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility &amp; Consumer Protection Regulatory Agency)</p> <p>(1) 超高電圧(132-220kv)、 (a) Kima社(EGGH)(オフ・オンピーク同額) (b) 地下鉄(オフ・オンピーク同額) (c) 重工業(鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化)およびSUMED(Arab Petroleum Pipeline Company) オフピーク~ピーク(スマートメーターがない場合は平均値を適応) (d) その他</p> <p>(2) 高電圧(33-66kv)、 (a) 地下鉄(オフ・オンピーク同額) (b) 重工業(鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化)およびSUMED(Arab Petroleum Pipeline Company) オフピーク~ピーク(スマートメーターがない場合は平均値を適応) (c) その他</p> <p>(3) 中電圧(11-22kv)、 (a) 重工業(鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化)およびSUMED(Arab Petroleum Pipeline Company) (b) 工業(ガラス、セラミック、陶磁器) オフピーク~ピーク(スマートメーターがない場合は平均値を適応) (c) その他</p> <p>(4) 低電圧(380v) (a) 灌漑 (b) その他 (c) 一般照明</p> <p>(1)~(3)の月額基本料金については、毎年度末(6月末)に、該当年の実際の電力使用量に応じて計算の上、調整あり。該当年の総電力使用量が、基準とした前年の使用量を下回った場合、基本料金の差額が払い戻され、上回った場合は追加で課金される(電力省への電話聴取)。</p>
	<p>月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.010 (2)0.020 (3)0.022 (4)0.034 (5)0.048 (6)0.084 (7)0.103</p>	<p>月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.008 (2)0.015 (3)0.016 (4)0.025 (5)0.035 (6)0.061 (7)0.076</p>	<p>月額基本料:なし 1kWh当たり料金: (1)0.075 (2)0.145 (3)0.16 (4)0.24 (5)0.34 (6)0.60 (7)0.74</p>	<p>出所: エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility &amp; Consumer Protection Regulatory Agency)</p> <p>電力使用量別1kWh当たり料金 (1)50kWh: EGP 3.75(0≤50kWh: EGP0.075/kWh) (2)100kWh: EGP 11(51≤100kWh: EGP0.145/kWh) (3)200kWh: EGP 27(101≤200kWh: EGP 0.16/kWh) (4)350kWh: EGP 63(201≤350kWh: EGP 0.24/kWh) (5)650kWh: EGP 165(351≤650kWh: EGP 0.34/kWh) (6)1,000kWh: EGP 375(651kWh≤1,000kWh: EGP 0.6/kWh) (7)1,000kWh以上: (1,000kWh&lt;: EGP 0.74/kWh)</p>
水 道 料 金	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.16 (2)0.35 (3)0.87 (4)0.13 (5)0.29 (6)0.70</p>	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: 上水 (1)0.12 (2)0.26 (3)0.64 下水 (1)0.10 (2)0.21 (3)0.52</p>	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: 上水 (1)1.17 (2)2.52 (3)6.22 下水 (1)0.95 (2)2.04 (3)5.04</p>	<p>出所: エジプト上下水道公社 (Holding Company for Water and Waste Water: HCWW)</p> <p>上水 (1) 商業 (商業オフィス、商社会社の飲料水) (2) 工業 (軽工業・重工業統一価格) (3) 石油・探掘業</p> <p>下水 (1) 商業 (商業オフィス、商社会社の飲料水) (2) 工業 (軽工業・重工業統一価格) (3) 石油・探掘業</p> <p>m<sup>3</sup>当たり料金は、上水料金の81% (電話による聴取) 例: (2)工業のm<sup>3</sup>当たり下水料金算出方法 2.52 X 0.81=2.04 EGP</p>
ガ ス 料 金	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.11 (2)0.17 (3)0.30 (4)0.27 (5)0.19</p>	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.08 (2)0.12 (3)0.22 (4)0.19 (5)0.14</p>	<p>月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.81 (2)1.22 (3)2.17 (4)1.90 (5)1.35</p>	<p>出所: 石油省 100万BTU=26.4m<sup>3</sup></p> <p>(1)発電:3.0USD/100万BTU (2)122 (3)セメント生産:8.0USD/100万BTU (4)鉄鋼、アルミ、銅、セラミック、陶器、フラットガラス生産:7.0USD/100万BTU (5)食品、紡績・紡織、薬品、エンジニアリング、レング、その他:5.0USD/100万BTU</p>
輸 送	<p>(1)1,400 (2)1,000 (3)4,100</p>	<p>(1)1,023 (2)731 (3)2,997</p>	<p>(1)10,010 (2)7,150 (3)29,315</p>	<p>出所: Suntra Express社</p> <p>工場立地:カイロ首都圏内 最寄り港:アレキサンドリア港 第3国仕向け港:アントワープ港(ベルギー)</p> <p>(1) 対日輸出:工場立地(カイロ)→アレキサンドリア港→横浜港(42日間) (2) 第3国輸出:工場立地(カイロ)→アレキサンドリア港→アントワープ港(12日間) (3) 対日輸入:横浜港→アレキサンドリア港→工場立地(カイロ)(42日間)</p> <p>米ドル建てをユーロ建て、エジプトポンド建てに換算。</p>
為 替	1米ドル=7.1501エジプトポンド、1ユーロ=9.7810エジプトポンド (2014年7月1日付)			
税 制	22.法人所得税 (表面税率%)		(1) 40.55 (2) 20~25	<p>出所: 2005年法第91号所得税法および首相令2014年第44号(2014年6月発表)</p> <p>(1)石油及び天然ガスの探鉱・生産会社 (2) (1)以外</p> <p>首相令2014年第44号により、2014/15年度から3年間の時限付きで年間利益100万EGP超の法人税率が5%引き上げられ、25%となっている。 公的機関には別途異なる税率あり。</p>
	23.個人所得税 (最高税率%)	30		<p>出所: 2005年法第91号所得税法(給与税に相当)、2013年法第11号(2013年5月発表)および首相令2014年第44号(2014年6月発表)</p> <p>年収 免除: 5,000 EGP まで 10%: 5,000 ~ 30,000 EGP 15%: 30,000 ~ 45,000 EGP 20%: 45,000 ~ 250,000 EGP 25%: 250,000 EGP 30%: 1,000,000 EGP超</p> <p>首相令2014年第44号により、2014/15年度から3年間の時限付きで年間利益100万EGP超の個人所得税率は5%引き上げられ、30%となっている。</p>
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	10		<p>出所: 1980年法第11号消費税法 原則として10%。 軽減税率: サービス 5%~10%。</p>
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	20		<p>出所: 2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金。 租税条約未締結国も同様の20%の源泉徴収。</p>
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	免除		<p>出所: 2005年法第91号所得税法</p>
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	15		<p>出所: 2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金。 租税条約未締結国は20%の源泉徴収。</p>	



	米ドル	ユーロ	現地通貨 モロッコディルハム	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	①299~800 ②313~800	①219~585 ②229~585	①2,450~6,557 ②2,566~6,557	出所: モロッコ通信省及びアトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料 ①2014年7月 ②2015年7月から
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	800~1843	585~1,347	6,557~15,097	出所: アトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,053~3,450	770~2,522	8,630~28,267	出所: アトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	1.57	1.15	12.85	改定日: 2014年7月1日 月額: 約2,450ディルハム(モロッコ労働法が定める「通常の労働時間(年間2,288時間)」を基に計算。) 2015年7月から13,46ディルハムに引き上げ。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約1ヵ月相当			出所: 現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果)
	8.社会保険負担率	事業主負担率: 18.50% 従業員負担率: 6.29% ■事業主負担率の内訳: 雇用保険: 0.00% 医療保険: 3.50% 年金: 7.93% その他: 7.07% ■従業員負担率の内訳: 雇用保険: 0.00% 医療保険: 2.00% 年金: 3.96% その他: 0.33%			出所: モロッコ社会保険公庫 / 社会保障欧州国際連絡センター(CLEISS)
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	n.a.				
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	31~98	22~71	250~800	出所: 仏企業振興機構(UBIFRANCE)資料、カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 工業団地名: ベッレンド、ウレドサレハ、モハメディア 税・諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.67~0.79	0.49~0.58	5.50~6.50	出所: カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 工業団地名: ウレドサレハ 税・諸経費含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	8.54~23	6.25~17	70~190	出所: カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 地区名: ゼルクトゥニ通り、ラシーヌ通りなど 税・管理費含む。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	976~3,661	714~2,677	8,000~30,000	出所: モロッコ不動産会社サイト 地区名: コティエ、ガンディ、ブルゴーニユなど。 住宅の種類: 3LDKマンション 占有面積: 約150m <sup>2</sup> 、駐車場付き。 税・管理費含む。 敷金1~2ヵ月分。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.07	1.52	17	出所: モロッコテレコム 業務用スタンダードプラン(1分当たり5.60ディルハム)を3分換算。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	12	8.83	99	出所: モロッコテレコム 業務用インターネットADSLスタンダードプラン4MB 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 モロッコディルハム	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.16~0.23	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.12~0.17	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 1.29~1.90	出所: LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 産業・農業用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算。 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限設定なしで501kWh以上使用の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.12~0.23	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.09~0.17	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.97~1.88	出所: LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 一般家庭用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算。 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限設定なしで501kWh以上使用の場合。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.07 1m3当たり料金: 1.06	月額基本料:1.52 1m3当たり料金: 0.78	月額基本料:17 1m3当たり料金: 8.71	出所: LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 産業用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を加算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金: 1.22	月額基本料:0 1m3当たり料金: 0.89	月額基本料:0 1m3当たり料金: 10	出所: カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 12kg当たりの価格。 ブタンガス(都市ガスなし)。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)		n.a.		
為替	21.為替レート	1米ドル=8.1934ディルハム 1ユーロ=11.2081ディルハム (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		30		出所: モロッコ経済・財政省「2014年度租税一般規定」
	23.個人所得税 (最高税率%)		38		出所: モロッコ経済・財政省「2014年度租税一般規定」 免除: 年収30,000ディルハム以下: 10%: 年収30,001~50,000ディルハム 20%: 年収50,001~60,000ディルハム 30%: 年収60,001~80,000ディルハム 34%: 年収80,001~180,000ディルハム 38%: 年収180,001ディルハム以上
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所: モロッコ経済・財政省「2014年度租税一般規定」 国税 軽減税率: 上下水道サービス、医薬品など: 7% 飲食・ホテル業、観光業、銀行・為替業務など: 10% 運輸・交通事業、保険サービスなど: 14%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		15		出所: 大手会計事務所資料
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所: 大手会計事務所資料
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		15		出所: 大手会計事務所資料

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	190~500	139~366	319~841	出所:チュニジア社会問題省、チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	709~1,351	518~987	1,191~2,270	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,358~	993~	2,282~	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	0.92	0.67	1.538	出所:チュニジア社会問題省 改定日:2014年6月2日 月額:319.904ディナール 週48時間労働の場合。 交通手当(26.112ディナール)は別途。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約1ヵ月相当			出所:現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果)
	8.社会保険負担率	事業主負担率:16.97%~20.57% 従業員(本人)負担率:9.18% ■事業主負担率の内訳: 社会保障:13%(うち健康保険基礎分:3.43%) 健康保険追加分:0.57% 年金:2.50% 加算税:0.5% その他:職業病保険0.4~4%(企業の部門次第) ■従業員(本人)負担率の内訳: 社会保障:5%(うち健康保険基礎分:1.32%) 健康保険追加分:1.43% 年金:2.75%			出所:チュニジア公的社会保障基金(CNSS)、欧・国際社会保険連絡センター(CLEISS)
9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年)	2011年:1.23%、1.64%、1.27%、2.09% 2012年:2.23%、1.27%、1.2%、2.53% 2013年:2.6%、1.43%、0.9%、1.42%			出所:チュニジア国立統計局(INS) 民間非農業部門における平均賃金の上昇率(四半期ごと、前期比)。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	18~42	13~30	30~70	出所:チュニジア工業用地庁(AFI)、チュニジア外国投資振興庁(FIPA) 工業団地名:ジャッメル、コルバ 税・諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.34~0.58	0.25~0.42	0.57~0.97	出所:チュニジア産業・イノベーション振興庁(API) 工業団地名:ザルジス、ピゼルト
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	6.54~20	4.78~14	11~33	出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:空港、ラ・グレット、ベルジュ・デュ・ラック 占有面積:65~100m2 税・諸経費含まず。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	595~3,153	435~2,305	1,000~5,300	出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:ガマルト、ベルジュ・デュ・ラック 住宅の種類:3LDKマンション 占有面積:120~200m2 管理費含む。 敷金1~2ヵ月分。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.07	0.78	1.80	出所:チュニジアテレコム 1分当たり0.60ディナールを3分換算。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	8.92	6.52	15	出所:チュニジアテレコム ADSL、2MB 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 5.27 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料: 3.85 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料: 8.85 1kWh当たり料金: 0.27	出所: チュニジア電力・ガス公社 (STEG) 業務用高圧4料金体制プラン。 1kWh当たり料金はピーク時の場合、税抜き価格にVAT (18%)を加算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 0.35 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料: 0.26 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料: 0.59 1kWh当たり料金: 0.21	出所: チュニジア電力・ガス公社 (STEG) 一般用低圧2 kVA以上普通プラン。 1kWh当たり料金はピーク時、1ヵ月あたり電力消費量1~ 300 kWhの場合、税抜き価格に月額基本料の場合VAT (18%)、1kWh当たり料金の場合VAT(12%)を加算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 69 1m3当たり料金: 0.83	月額基本料: 50 1m3当たり料金: 0.61	月額基本料: 116 1m3当たり料金: 1.40	出所: チュニジア水道開発供給公社 (SONEDE)ウェブサイト 月額基本料はメーター口径150mmの場合、月額基本料の 3ヵ月料金を月額換算、1m3当たり料金は3ヵ月間の使用量 が501m3以上の場合、税抜き価格にVAT(18%)を加算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 211(固定)+0.35 (従量:テルミ当たり /1時間) 1m3当たり料金: 0.03	月額基本料: 154(固定)+0.26 (従量:テルミ当たり /1時間) 1m3当たり料金: 0.02	月額基本料: 354(固定)+0.59 (従量:テルミ当 り/1時間) 1テルミ当たり料 金: 0.05	出所: チュニジア電力・ガス公社 (STEG) 月使用量2,000万テルミの業務用高圧プラン、税抜き価格に VAT(18%)を加算。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)		n.a.		
為替	21.為替レート	1米ドル=1.6807ディナール、1ユーロ=2.2992ディナール (2014年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		30		出所: 大手会計事務所資料 一般企業率
	23.個人所得税 (最高税率%)		35		出所: 大手会計事務所資料 免除: 年収1,500ディナール以下 15%: 年収1,500.001~5,000ディナール 20%: 年収5,000.001~10,000ディナール 25%: 年収10,000.001~20,000ディナール 30%: 年収20,000.001~50,000ディナール 35%: 年収50,000ディナール以上
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所: 大手会計事務所資料 国税 軽減税率: ヒトや農産物の輸送、缶詰、医療活動、医薬品など: 6% 情報機器、情報サービス、ホテル・外食、農機、農業向け低 圧・中圧電力、一般向け低圧電力、燃料の一部、農産品・水 産品を除く貨物輸送: 12%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所: 大手会計事務所資料
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		出所: 大手会計事務所資料
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		15		出所: 大手会計事務所資料

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

# JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：投資関連コスト比較調査（欧州・ロシア・CIS・北アフリカ）

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～